

第2次 岐阜市生涯学習 基本計画

生涯学習によるまちづくり

平成 20 年 3 月
岐 阜 市

「生涯学習都市」宣言

私たちは

金華山と長良川に象徴される豊かな自然を守り
楽市楽座の持つ自由で創造的な気風を高め
人権を尊重し、互いに支え合うあたたかい地域社会と
活力に満ちた住みよいまちを
主体的な活動によって実現します

そのために私たちは、子どもから大人まで

自ら学び・楽しみ・貢献することで生きがいをもつ
生涯学習の生き方を進めます

ここに自らの意思を明らかにするため

「生涯学習都市」を宣言します

平成8年4月1日

岐 阜 市

岐阜市生涯学习基本构想

目 次

はじめに

1 基本構想の目的	1
2 基本構想の考え方	1
3 基本構想の性格	2
4 基本構想の構成	2

第1章 生涯学習の意義

1 生涯学習の意義	3
2 生涯学習社会に向けて ～市民憲章と生涯学習都市宣言の具現化～	4

第2章 生涯学習による「まちづくり」の展望

1 生涯学習による「まちづくり」とは	6
2 生涯学習による「まちづくり」が求められる背景	6
3 生涯学習と現代的課題	8
4 生涯学習振興施策の体系化	10

第3章 生涯学習推進の基本方針

1 基本方針	12
(1) 市民主体の生涯学習を推進します	12
(2) 岐阜市の特徴を生かして推進します	12
(3) 現代的課題に対応して推進します	13
(4) ボランティア活動、NPO・市民活動を支援・促進します	13
(5) 地域づくりの一環として推進します	14

岐阜市生涯学習基本構想

はじめに

1 基本構想の目的

我が国は今、長い経済的低迷からようやく抜け出し、世界の国々と比較しても物質的には恵まれた環境にあります。所得水準の向上、自由時間の増大とともに、市民の間では溢れる商品や情報に取り囲まれた豊かな生活が実現しています。

しかしながら、少子高齢化、核家族化、高度情報化、国際化等の近年の社会情勢の変化により、様々な課題が生まれ、その課題の解決に向けた「学び」が私たち一人ひとりに求められています。

これからの21世紀に、市民だれもが真の豊かさを享受していくためには、様々な課題を克服していかなければなりません。社会が直面しているこれら「現代的課題」の解決に向け、市民一人ひとりがそれぞれの領域で学び、活動し、取り組んでいく事が必要になっています。

この基本構想は、心豊かで住みやすいまちをつくるため、市民の生涯学習を支援し振興することによって、本市の目指す生涯学習社会を実現していく基本的な考え方や方向性を示すものです。とりわけ、「現代的課題」の解決に取り組む生涯学習を支援し振興するところに重点を置いています。

2 基本構想の考え方

この基本構想は、市政が市民のためのものであり、「市民主体の行政」あるいは「協働のまちづくり」という考え方を基本としています。

生涯学習社会を実現していくためには、市民の生涯学習の機会を整備・充実することはもちろん、市民一人ひとりが生涯学習に積極的に取り組んでいくライフスタイルを身につけていくことが必要です。

市民の間に生涯学習のライフスタイルが定着するためには、行政が生涯学習の条件整備や環境づくりを進めていくだけでなく、生涯学習は市民自らが自発的に進めていくものだという考え方に立つことが重要です。しかし、市民の自発的な生涯学習が自己の充実・向上や自己実現・生きがいづくりといった自分のためだけの学習活動にとどまっているのでは、十分とはいえません。生涯学習社会を実現させていくためには、市民の生涯学習の成果が「現代的課題」の解決や地域づくり・まちづくりに活用されていくことが、極めて重要です。

3 基本構想の性格

この基本構想は、本市の生涯学習社会の実現を目指して策定され、次のような性格をもっています。

- (1) 市民の生涯学習を支援し振興していく上で必要となる施策について、そのビジョンや基本的な方向を示すものです。「市民主体の行政」と「協働のまちづくり」という考え方のもとに、行政の施策全体を通じて、生涯学習は総合的に支援・振興されなければなりません。同時に、行政は「現代的課題」にかかわる市民の生涯学習の取り組みを支援・振興していくとともに、生涯学習で学んだ成果が地域づくり・まちづくりに生かされていく仕組みをつくらなければなりません。
- (2) 生涯学習は市民のライフスタイルそのものであり、市民が主体的・自発的に取り組んでいくべきものです。市民が生涯学習に取り組む場合に、この基本構想に示されている生涯学習推進のビジョンや基本的な考え方を自らの生涯学習の指針として活用していくことが望まれます。
- (3) 生涯学習社会は一朝一夕に実現できるものではなく、順次実現されていくものです。従って、その実現を目指す生涯学習推進のための施策については、市民の意識や活動の実情によって、適宜改善されなければなりません。

4 基本構想の構成

この構想は、第1章「生涯学習の意義」、第2章「生涯学習による『まちづくり』の展望」、第3章「生涯学習推進の基本方針」で構成されています。

第1章「生涯学習の意義」では、生涯学習が個々の市民の生活や地域づくり・まちづくりにどのような意義をもっているのか、また、市民憲章及び生涯学習都市宣言との関係についても触れています。その上で、市民の生涯学習が、地域づくり・まちづくりの活動と結びついて進められることの必要性について述べています。すなわち、「生涯学習による『まちづくり』」という考え方が、これからの生涯学習推進施策の柱になることを示しています。

第2章「生涯学習による『まちづくり』の展望」では、「生涯学習による『まちづくり』」という考え方が、なぜ今後の生涯学習推進施策の柱となるのかを、「現代的課題の解決をめざす生涯学習」が社会的に要請されていることと関連させて述べています。

第3章「生涯学習推進の基本方針」では、今後の本市の生涯学習推進施策の基本方向について、「市民主体の生涯学習を推進します」「岐阜市の特色を生かして推進します」「現代的課題に対応して推進します」「ボランティア活動、NPO・市民活動を支援・促進します」「地域づくりの一環として推進します」の5つの基本方針から述べています。

第1章 生涯学習の意義

1 生涯学習の意義

生涯学習は生活の向上、職業上の能力の向上など、自己の充実を図る生きがいづくりを目指して、市民一人ひとりの自発的意思に基づいて行われるものです。別の言葉でいえば、激しく変化する社会や文化の動きに適応できるように、生涯にわたり自分自身を啓発し続けることであるとともに、日々の生活や人生の歩みの中で、「楽しみ」を見つけ「生きがい」をもって暮らせるように、一生を通じて自分を高め磨いていくことでもあります。

こうした自分自身のための生涯学習、「個人の需要を充足する生涯学習」は、一人ひとりが学びたいことを学び生活を充実させることで、個人の活力を生み、新しい出会いをつくり、人間関係を深めて、市民相互の間に安心感・信頼感をつくり出し、住みよい「まち」を生み出していくという側面もあります。

しかし、様々な課題が山積している現代社会において、それらの課題を解決していくためには、「個人の需要を充足する生涯学習」だけでは十分ではありません。

社会環境の変化に対応し、豊かで活力ある社会を築くためには、「人々が、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が社会において適切に評価される」生涯学習社会を実現することが望まれます。その実現に向けて今後、行政は「現代的課題の解決を目指した生涯学習」を中心に生涯学習振興を図る必要があります。

また、市民が共通して直面する「現代的課題の解決を目指した生涯学習」に取り組む、その学習の成果を地域づくり・まちづくりの諸活動に積極的に活用する姿勢を持つことが必要です。このことが「どこで学んできたか。」を評価するのではなく、「何を学び、その成果をどのように活用しようとしているのか。」を評価する生涯学習社会の実現につながっていくのです。そして、学習の成果を社会に還元したり、活動につなげていく生涯学習のライフスタイルを市民が自ら身につけていくことが、今日求められているのだといえます。

平成16年の中央教育審議会生涯学習分科会「今後の生涯学習の振興方策について（審議経過の報告）」では、「生涯学習を振興していく上での基本的考え方」として、「『個人の需要』と『社会の要請』のバランス」が必要であることを指摘して、以下のように述べています。

「個人的な興味・関心・希望などを充たすべく、教育・学習の機会を活用する場合には、個人的要求が中心になりがちであり、ともすれば、社会にとって必要なことへの関心や対応が欠如しがちである。

社会の存続を図るためには、社会に共通の課題に取り組む必要がある。しかし、それは、必ずしも個人の興味・関心に合致しないことが多いが、それらの取組みを怠ると、社会的に様々な問題の発生につながるおそれが生ずる。

したがって、生涯学習振興にあっては、『個人の需要と社会の要請の両者のバランスを保つ』ことが必要である。」

今後の生涯学習推進に当たっては、この「社会の要請」に応じた生涯学習の支援・振興に力点を置く必要があります。

2 生涯学習社会に向けて ～市民憲章と生涯学習都市宣言の具現化～

本市では、市民がめざす姿として次のような「市民憲章」を定めています。

わたくしたち岐阜市民は、金華山と長良川のもつ美しい自然にはぐくまれてきた伝統をうけつぎ、市民相互のつながりを強め、自由と平和を尊ぶまちをきずくため

- 1 自然をいかし、人間を尊重する、住みよいまちをきずきます。
- 1 青少年には夢、老人には安らぎのある、心のかよったまちをきずきます。
- 1 働くことに喜びをもち、健全に余暇を楽しむ、活気のあるまちをきずきます。
- 1 きまりを守り、相手の気持ちを大切にし、助けあいのあるまちをきずきます。
- 1 広く交わり、教養を高め、個性を伸ばし、豊かなまちをきずきます。

(昭和 48 年 3 月 27 日制定)

このような市民の姿は、市民一人ひとりが生涯学習を進めることによって、実現されると考えられます。

また、本市は市民一人ひとりが生涯学習のライフスタイルを身につけていくことを高らかにうたった、次のような「生涯学習都市宣言」を発しています。

生涯学習都市宣言

私たちは

金華山と長良川に象徴される豊かな自然を守り
楽市楽座の持つ自由で創造的な気風を高め
人権を尊重し、互いに支え合うあたたかい地域社会と
活力に満ちた住みよいまちを
主体的活動によって実現します

そのために私たちは、子どもから大人まで

自ら学び・楽しみ・貢献することで生きがいをもつ
生涯学習の生き方を進めます

ここに自らの意思を明らかにするため

「生涯学習都市」を宣言します

平成8年4月1日

岐阜市

この宣言にある「生涯学習の生き方」を進めること、あるいは「互いに支え合うあたたかい地域社会と活力に満ちた住みよいまち」を「実現」することについては、この基本構想の中に取り入れ発展させています。その意味で、この基本構想は平成8年の「生涯学習都市宣言」の具現化を図るものだといってよいでしょう。



第2章 生涯学習による「まちづくり」の展望

1 生涯学習による「まちづくり」とは

「まちづくり」とは、自立した市民が、共通に直面している生産・生活上の課題を解決していくことです。すなわち、市民が主体的にその地域課題を解決していくことが「まちづくり」において重要なのです。そして、こうした地域課題を解決する「まちづくり」の過程において、「学び」が大きな意味を持つこととなります。

生涯学習による「まちづくり」とは、学んだ成果をまちづくりに生かすという考え方です。生涯学習による「まちづくり」としては、地域の歴史を学習することで、地域の忘れられた史跡や文化遺産の価値が再認識され、その保存活動を始めることによって、自らのまちへの地域意識を高め、愛着がわき、ひいては、地域の伝統文化を次世代に伝えていこうという活動につながっていく事例が挙げられます。

このような活動によってネットワークが生まれ、活動の輪が広がっていく中で、市民による様々なまちづくりの動きが定着するのです。

その意味で、生涯学習の「まちづくり」は、学びや活動に市民が自主的・主体的に取り組んでいくことによって実現していくのだといえます。

2 生涯学習による「まちづくり」が求められる背景

(1) 地方の時代・地域の時代と岐阜市の将来都市像

平成5年度に策定された岐阜市生涯学習基本構想において、地方の時代、個性の時代ということが述べられています。平成7年度に制定された地方分権推進法では、地方分権の推進は「各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することを基本として行われるものとする。」とされています。

その後、平成11年には地方分権一括法が、平成18年には地方分権改革推進法が制定され、地方の時代・地域の時代を具体化する動きが進んでいます。

また、本市では、地方の時代・地域の時代にふさわしい岐阜市を実現するため、4つの都市宣言をしています。

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 平和都市宣言 | 1988年（昭和63年）7月1日 |
| 2 生涯学習都市宣言 | 1996年（平成8年）4月1日 |
| 3 元気・健康都市宣言 | 1999年（平成11年）4月29日 |

4 環境都市宣言

2002年（平成14年）9月8日

さらに、平成15年2月に議決された「岐阜市総合計画基本構想」で本市は、次の5つの将来都市像をまとめています。

- 1 安心して暮らせる都市
- 2 便利で快適な都市
- 3 活力のあふれる都市
- 4 人生を楽しむ都市
- 5 多様な地域核のある都市

本市の個性を生かし、独自性を発揮できる都市を目指して、以上の都市宣言や将来都市像が打ち出されています。

このような都市を目指すために、市民一人ひとりが生活や職業能力の向上など自己の充実を図るとともに、学んだ成果を社会や地域に生かす生涯学習のライフスタイルを身につけていくことが望まれます。また、生涯学習の機会の拡充を含め、学習や活動が行いやすい環境整備が必要です。

(2) 市民と行政の協働のまちづくり

地方分権が進む中、地方公共団体では、市民と行政の新しい関係をどう構築すべきかが、極めて重要な課題となっています。この新しい関係を構築していくためには、市民がまちづくりの主権者であることを市民と行政が深く認識し、市民がまちづくりに参画できる仕組みを整備することによって、特徴ある地域づくり・まちづくりを協働して進めることが必要です。

そのために、本市では、平成16年3月「岐阜市協働のまちづくり指針」を策定しました。この中で「協働」とは「市民がお互いに、そして市民と行政がそれぞれ持つ特性を活かしながら、補完し合い、協力し合い、社会的課題の解決に当たること」とされています。

平成16年度からは、自治会連合会単位の地区を対象に、「地域力創生モデル事業」がはじまり、地域の主体的な「まちづくり」が着実に広まりつつあります。

また、平成19年4月には「住民自治基本条例」が施行されました。

条例は、本市における住民自治の基本理念を明らかにするとともに、住民自治に係る市民の権利及び役割、市の責務並びに市政運営の原則及び市民参画の制度を定めることにより、自治の進展を図り、もって個性豊かで活力に満ちた自立する都市を実現することを目的としています。さらに、「市民が、自らまちづくりに関して学ぶ権利を有する。」と定め、市の責務の一つとして「市民にまちづくりに関する意識の啓発を行うとともに、生涯学習機会の充実に努めること。」としています。

市民一人ひとりが地域で学習し、学習したことを地域のまちづくりに生かすことができる環境を、地域と行政が協働で育てていくことが必要です。

まちづくりに関する人材育成や地域貢献活動のきっかけづくりのための研修の場づくり、生涯学習講座の整備・充実、情報提供と相談体制の整備が求められます。

また、学習の成果を地域社会の発展・まちづくりに生かすためには、自らまちづくりに関して学ぶ市民と地域団体やNPO・市民活動団体が連携することも重要であり、それを支援する中間支援機能の充実が必要です。

3 生涯学習と現代的課題

生涯学習は、学習によって「現代的課題」を解決する活動であるという一面をもっています。近年の社会情勢の変化により多くの課題が生まれ、生涯学習を通じた解決策が模索されています。

個人や地域団体、市民活動団体が「現代的課題」について学び、活動する一連の過程も生涯学習です。学びの成果を活動に生かしていく、また、活動の中で生まれた新たな疑問を解決するために、再度学びに戻っていく。こうした学びと活動の循環を築いていくことが重要となります。

(1) 家庭や地域の教育力の低下と次代を担う青少年の育成

近年、少子高齢化や人間関係の希薄化、地域社会の変容などを背景に、家庭の状況は大きく変化しています。他方、青少年による凶悪犯罪や、いじめ、不登校、ひきこもり等、青少年をめぐる問題は深刻な状況にあります。このような中、次代を担う青少年の育成には家庭教育が重要です。そのためには、社会や地域が家庭教育を支援していくことが必要です。地域住民や学校が一体となり、様々な活動の中で青少年の健全育成を図ることが求められます。

異年齢の子どもや異世代の地域の人々と日常的にかかわることのできる様々な体験の機会を提供し、子どもの自主性や創造性、情操を養うなど、地域の大人の力を結集して子どもを育てる環境を整備することが必要です。

(2) 職業能力向上の必要性

現在、雇用形態の多様化、雇用者に対する企業の評価の方法の変化等、社会や企業のシステムが著しく変化しています。このような変化の中で生まれた「フリーター」や「ニート」が大きな社会問題になっています。就きたい職が見つからない若者、自分がどう生きてらよいか分からない若者などへの対応が必要になっています。学生のインターンシップを企業やNPO、官公庁が積極的に受け入れる体制づくりなど、職業能力の向上を図る様々な学習支援を行っていく必要があります。

(3) 地域型コミュニティと目的型コミュニティの連携

自治会など生活圏域に居住する住民の間でつくられる「地域型コミュニティ」への帰属意識の低下が問題になってきています。これは、少子高齢社会の到来と核家族化、個人の価値観と生活様式の多様化、経済社会の変容などが原因とされています。

一方、NPO 法人や市民活動団体を中心に、特定の社会課題解決という目的のもとに、有志が集まって形成される「目的型コミュニティ」の活動が見られるようになりました。これらは、特定の目的や使命を達成するために組織され、機動性と先駆性、専門性を生かし活動するものです。

「地域型コミュニティ」は、住みよい地域社会を築くため、地域という生活基盤において、防災・環境・福祉さらには地域教育など、あらゆる分野において重要な役割を果たしています。

「目的型コミュニティ」は、直面する専門的課題や広域的課題の解決、行政だけでは困難な社会サービスの提供に大きな役割を担い、多様で幅広い分野の社会貢献活動が期待できます。

「地域型コミュニティ」と「目的型コミュニティ」は、地域に存在する様々な課題の解決を目指してまちづくり活動を行うという点で、目的を異にするものではありません。この2つが補完し合い、あるいは連携することで、より多様で効果的なまちづくりが可能となります。

(4) 高齢者の生きがいづくり

本市の高齢化率をみると、年々上昇しています。医療提供体制の充実や生活水準の向上などにより高齢者の平均余命も伸びており、75歳以上の後期高齢者人口の増加が顕著になっています。また、介護が必要な期間が長期化することに伴い、経済的な面を含めて介護する側の負担の増大が懸念され、高齢者が介護などを受けずに過ごせる健康寿命を伸ばすことが大切になります。

そうしたことから、高齢者の生涯学習については、心の健康・生きがいづくりという側面とともに、身体の高齢者の維持という側面が特に留意されなければなりません。

高齢者が自立した生活を送り、生涯学習を楽しみ健やかに生きていくことが、一人ひとりの人生を豊かにするだけでなく、社会的負担の抑制につながるという視点を持つことが重要です。

高齢者は、職場においても地域においても様々な経験や知識、ノウハウを持っています。こうした豊かな資源を受け継ぎ、地域で共有し発展させるためにも、高齢者の社会参加活動を促進することが望まれます。

また、今後、数年間で職場から地域へUターンが進む団塊世代が、地域のまちづくりにソフトランディング（地域での交流や活動に自然に溶け込む）できるような環境づくりが必要です。それには、団塊世代が気軽に立ち寄ることができる地域の

居場所を見だし、地域活動に参加するきっかけとなる学習機会の充実などが求められています。

(5) その他の現代的課題

～平成 18 年度「岐阜市民の『生涯学習』を進めるアンケート調査」から～

平成 18 年 6 月に実施した「岐阜市民の『生涯学習』を進めるアンケート調査」で、生涯学習が「まちづくり」とどのように結びつくべきだと考えているかを尋ねました。

「子どもや孫の代に岐阜市に住んでいて良かったと思えるようにするには、市民がどのようなことを学び行動に結びつけて行く必要があると思いますか」として、12 の回答を設定しました。この結果、最も高い割合で挙げられたのは「子どもを生み育てやすい『まち』をつくること」であり、61.85%の人々が挙げています。2 番目に高いのは「高齢者や障害者などが暮らしやすい『まち』をつくること」であり、59.94%です。高い割合で挙げられたのが、これまで社会において弱者と位置づけられてきた子ども、高齢者、障がい者といった人々にかかわる項目であったことが注目されます。子ども・高齢者・障がい者等の社会的弱者に対する社会的なケア（関心・配慮・世話）の充実した「まち」を目指し、「生涯学習によるまちづくり」が進むことを市民は求めています。

4 生涯学習振興施策の体系化

(1) 生涯学習振興体制

本市では、平成 5 年度より生涯学習振興施策を総合行政の観点に立って展開するために、学習・教育機会の整備及び充実、学習情報の提供、生涯学習施設の整備などを、教育行政・社会教育行政と一般行政の枠を超えて進めてきました。今後も、家庭教育支援、学校教育、社会教育、職業能力開発、社会福祉、保健・医療等の相互に関連する施策を、生涯学習の理念に立ち総合的に推進するため、諸施策の調整・連携体制をより一層高めていきます。とりわけ、行政が所管する生涯学習施設の間での連絡・連携体制を構築し、そのネットワーク化を進めます。

なお、本市の生涯学習施設の多くは、平成 18 年度より指定管理者制度が導入されています。制度導入後、まだ日も浅く、施設の管理・運営の効率化及び市民サービスの提供の充実といった観点から、指定管理者制度の実際的な運用のあり方を見直していくとともに、制度が導入されていない諸施設についても管理・運営と事業実施体制の見直しを進めていくことが必要です。

(2) 生涯学習・社会教育施設のネットワーク化

本市には、公民館、コミュニティセンターなど市民に最も身近な生涯学習施設を

はじめとして、生涯学習センター、市民会館・文化センター、図書館、歴史博物館、科学館、ドリームシアター岐阜、青少年会館、少年自然の家、市民体育館、屋外運動施設、児童館・児童センター、老人福祉センター、市民健康センターなど、生涯学習の各専門領域に対応した施設、ライフステージ各期のニーズに応じた施設が整備されてきています。

これらの施設は、地域の人たちが気軽に集い、学び、人間関係を深めネットワークづくりを進める場所として、また市民の多様なニーズに対応した学習・教育の機会を提供する場所として、重要な役割を果たしています。そして、「人々が、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が社会において適切に評価される」生涯学習社会を実現するため、これらの施設がそれぞれ期待されている専門的な役割を着実に果たすとともに、相互に協力・連携していくことのできるネットワークづくりが課題になっています。

特に、地域の学習機会の充実を担う公民館とコミュニティセンターとの連携が重要なテーマとなっています。しかし、公民館が社会教育施設として公民館長・主事を中心に講座を開催するといった教育機能を持つことが期待されているのに対し、コミュニティセンターは市民交流の拠点施設として、各種クラブ・サークルの活動の場として活用されているという違いがあります。

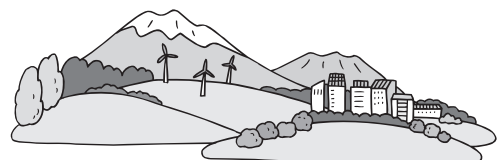
今後、公民館を、地区での学習・教育拠点とするとともに、まちづくりの様々な実践活動が交流する場として位置づけることが求められます。

一方、コミュニティセンターは、クラブ・サークルに活動場所を提供するだけにとどまらず、地域（ブロック）の生涯学習の拠点施設として積極的に市民の学習や活動を支援・援助する必要があります。そのために、施設職員は生涯学習情報の提供や学習の成果をまちづくりにつなげていくきっかけづくりなどを積極的に行っていく必要があります。

平成14年に設置された生涯学習センターは、全市的な学習情報の提供、現代的課題を中心にした学習機会の充実、学習の成果を生かしたボランティア活動の奨励及び生涯学習・ボランティア相談の窓口など、生涯学習の拠点施設として位置づけられています。

今後は、各施設との連携を図り、各施設が実施する生涯学習事業の情報提供を行うなど、名実ともに生涯学習の拠点施設の役割を担うことが求められます。

特に、生涯学習センター、コミュニティセンター、公民館が連携を図ることにより、市民がいつでも、どこでも、学ぶことができ、そして、学習の成果をまちづくりに生かせる環境づくりを進めていくことが重要です。



第3章 生涯学習推進の基本方針

1 基本方針

(1) 市民主体の生涯学習を推進します。

生涯学習とは、「自己の向上と生活の向上をめざす学習」であり、生活のあらゆる領域で行われ、人生のあらゆる段階を通じて行われるものです。生涯学習をするのは市民一人ひとりであり、生涯学習活動は市民の自発的活動ということもできます。

そのために、生涯学習の振興は、特定の世代の人だけでなく、青少年を含むあらゆる層の多様なニーズに対応し、誰でも、いつでも、どこでも学べる環境の整備を進めていかななくてはなりません。

行政がこれまで行ってきた施策の中心は、講座の開設等の学習機会の提供でした。しかし、今後は市民の生涯学習の成果を活用し、推進するという点にも力を入れていく必要があります。

個人にとっては、本来、学習すること自体が楽しいものです。加えて、学習の成果が社会的に認められることで、自己の成長や向上が確認できます。さらに、学習した成果を社会に還元しようとする中で、様々な活動への参加や社会への関わりがもたらされ、新たな学習課題が見つかるとともに、新たな人のつながりも生まれます。すなわち、生涯学習の輪が広がり、心豊かで充実した生活を送ることができるのです。

このような「生涯学習によるまちづくり」を進めるため、今後も市民主体の生涯学習の振興を図ります。

(2) 岐阜市の特徴を生かして推進します。

本市は、道三・信長ゆかりの岐阜城をいただく緑豊かな金華山、1300年の歴史を誇る鶯飼で名高い清流長良川など、歴史・文化と自然環境に恵まれた県都として発展してきました。

また、自治会や各種団体などのコミュニティがまちづくり活動に大きな役割を果たしており、今後の「まちづくり」の核となる力を持っています。

平成14年に生涯学習拠点施設としてハートフルスクエアーGが設置されました。地域（ブロック）の市民の活動場所としてのコミュニティセンター、地区の市民の生涯学習・社会教育施設としての公民館が設置され、その他、青少年会館、市民体育館、老人福祉センター、児童館・児童センターや住民の手で運営されている自治公民館など市民の身近な施設も充実しています。

また、JR 岐阜駅から柳ヶ瀬に至る地域には民間のカルチャーセンターがあり、中心市街地の「にぎわいの創出」に大きな役割を果たしています。

喫茶店や画廊などで講座や発表会が開催されている例もあるように、生涯学習は公共の施設だけでなく民間の施設でも行われています。また、子どもの遊び場、児童公園、歴史的な遺跡や建造物、文化財、豊かな自然など、生涯学習の場は豊富です。

このように豊かな生涯学習の場に恵まれた岐阜ならではの特徴を市民の学習活動に最大限に生かせるように、様々なネットワークをつくり、生涯学習の場の整備を進めるとともに、生涯学習を積極的に支援し促進する施策の推進を図ります。

そのためには、総合行政として取り組むことはもちろん、行政、市民、企業、高等教育機関が協働して、生涯学習の支援・振興施策を進めなくてはなりません。

(3) 現代的課題に対応して推進します。

近年の社会情勢の変化として、①少子高齢社会の進行、②高度情報化の進展と知識社会への移行、③産業・就業構造の変化、④グローバル化の進展、⑤科学技術の進歩、⑥家庭の教育力・地域の教育力の低下などが指摘されています。

生涯学習には、趣味・文化活動、スポーツ活動、教養を高めるための学習といった「個人の需要を充足する生涯学習」と、社会情勢の変化や課題について学び、その課題について地域等で自発的・主体的に解決を目指し活動していく「現代的課題の解決を目指した生涯学習」の2つの側面があります。

今後、「個人の需要を充足する生涯学習」については、できるだけ民間事業者や地域団体、NPO・ボランティア団体が担い、行政は、そこで得られた知識・技能・ノウハウを生かすことができる仕組みを作るとともに、「現代的課題の解決を目指した生涯学習」の振興策を図っていきます。

現代的課題の学びと、その解決を目指した取り組みを通じて、ともすれば問題解決を行政に依存しがちなこれまでの発想を転換し、個人、地域、NPO・ボランティア団体などが「まちづくり」に主体的に参画し、互いに支え合い協働して「新しい公共」を創出していくことが必要です。

行政は、課題解決に向けての学習機会の充実、学習情報の提供及び学習施設の整備などで支援していきます。また、様々な現代的課題について、講座等の学習機会を積極的に提供するだけでなく、市民が自発的に学んだことを活動につなげていくことのできる環境づくりを進めます。

(4) ボランティア活動、NPO・市民活動を支援・促進します。

阪神・淡路大震災やタンカー海難事故による石油流出事故などを契機に、ボランティア活動は国民の間に大きな広がりを持つようになり、本市でもハートフルスクエアGの「生涯学習・ボランティア相談コーナー」のボランティア登録団体数は

129 団体（平成 20 年 2 月現在）になっています。

ボランティア活動は、自分の能力、労力、時間等を他人や社会のために提供するものであり、そのことで得られる達成感や社会への貢献意識が、自分自身の喜びにもつながります。

平成 10 年 3 月には特定非営利活動促進法（NPO 法）が施行され、本市では平成 20 年 2 月現在、132 団体の NPO 法人が活動しています。また、特定の課題について学び、その解決のために自ら活動する市民活動団体も増えています。

このような活動を継続的に発展させるためには、青少年、成人、高齢者など、各ライフステージのニーズに応じたボランティア活動等のプログラムを開発し、提供していくことが必要となってきます。このことがボランティア意識の高い市民性が生まれるきっかけとなります。

また、ボランティア団体や NPO、市民活動団体がそれぞれの活動目的を実現するためには、行政とのパートナーシップの確立も重要です。これらの団体と行政が相互の役割を理解し、信頼感の醸成を図り、お互いの立場を尊重しつつ、必要に応じて協働していくことが大切です。

このため、行政と市民活動団体、NPO、地域団体をつなぐ専門性を持ったコーディネーターの養成が喫緊の課題となっています。

(5) 地域づくりの一環として推進します。

「学ぶ」ということは、もともと市民一人ひとりが「楽しさ」や「喜び」、「満足感」を得られるものです。

生涯学習の機運の高まりに伴い、カルチャーセンターを中心とした民間教育事業者による学習機会の提供もあって、地域社会での学習機会は相当拡大しています。

市民の間では、学習して得られた成果を生かして、積極的に何か活動したい、地域住民とのつながりを深めたいと考える人が増えています。趣味やスポーツを通じた生涯学習が盛んになることで、地域住民相互の連帯感や互いに支え合う温かいコミュニティの形成が期待できます。さらに、趣味やスポーツなどの活動で得られた知識、技能、経験を自分自身が講師などとなって地域の人々に教えることで、生涯学習の成果を地域社会に還元していくことが期待できます。

また、地域では青少年問題や安心・安全のまちづくり、自然環境の保全、介護・福祉、防災等の様々な現代的課題があります。市民の力によって地域社会の課題を解決し、地域を再生させるためにも、市民の学習や、学習成果を生かす施策が欠かせません。

学ぶことによって地域の間人間関係が醸成され、学んだ成果が地域に生かされることによって活力ある市民が生まれ、そうした市民のネットワークが地域に張り巡らされることで、地域型コミュニティと目的型コミュニティが融合した、新たな多元参加型コミュニティの形成につながります。

生涯学習の振興、特に学習の成果を地域に生かす取り組みを促進することが、コミュニティに活力を取り戻す大きな役割を果たすこととなります。

第2次岐阜市生涯学習基本計画

～生涯学習によるまちづくり～

目 次

1 はじめに ～生涯学習基本計画策定にあたって～	
1 生涯学習基本構想に基づく生涯学習基本計画の策定	1
2 社会の変化への対応と現代的課題の解決に向けた生涯学習の推進	2
2 アンケート調査からみる市民の生涯学習に関する意識	
1 生涯学習振興施策に対する市民の意向	5
2 生涯学習の成果を生かす環境づくり	6
3 現代的課題に対応した生涯学習	7
3 第2次岐阜市生涯学習基本計画	
1 基本計画の性格	9
2 基本計画策定における5つの基本方針と3つの重点課題	9
3 基本計画における3つの重点課題への取り組み	
(1) 現代的課題を中心にした学習機会・学習情報の充実	11
(2) 生涯学習の成果が生かされる環境づくり（仕組みの整備）	16
(3) 「生涯学習によるまちづくり」を進めるための施設の体系化	19
4 その他の課題	
(1) 総合行政として生涯学習振興施策を進めるための関係機関の連携	25
(2) 民間教育事業者との役割分担と連携	27
(3) ワーク・ライフ・バランスの実現による生涯学習の振興	29
4 おわりに ～協働のまちづくりに向けて～	30
5 資 料	
(1) 第2次岐阜市生涯学習基本計画のキーワード	
(2) 第2次岐阜市生涯学習基本計画体系図	
(3) 第2次岐阜市生涯学習基本計画策定の経緯	
(4) 岐阜市の生涯学習推進の経緯	
(5) 岐阜市民生涯学習推進協議会委員名簿	
(6) 岐阜市民生涯学習推進協議会設置要綱	

1 はじめに ～生涯学習基本計画策定にあたって～

1 生涯学習基本構想に基づく生涯学習基本計画の策定

本市は、平成5年度に生涯学習基本構想を策定しました。この構想では、「生涯学習はそれぞれのライフステージに応じて、生活の向上や健康の保持、職業能力の向上などのために、学びたいことを学ぶことで、常によりよい生活を築き、社会生活を充実させていこうとする『生き方』を身につけること」であるとしています。また、社会を取り巻く様々な現代的課題を解決していくための環境整備の重要性も指摘しています。

そして、「市民主体の生涯学習を推進します。岐阜市の特徴を生かして推進します。現代的課題に対応して推進します。ボランティア活動、NPO・市民活動を支援・促進します。地域づくりの一環として推進します。」の5つを生涯学習推進の基本方針と定め、岐阜らしさを生かした生涯学習の推進を目指しました。

特に、この5つの基本方針においては、自発的な生涯学習を進めることによって、市民の「心ゆたかな充実した暮らし」の実現を支援して、市民の生きがいづくりを進めること、社会を取り巻く様々な課題を学ぶことによって解決を図ること、ボランティア活動を推進していくことを強調しています。

第2次生涯学習基本計画を策定するにあたり、生涯学習基本構想の5つの基本方針は引き継いでいきます。しかし、この生涯学習基本構想の策定から14年が経過する中で、生涯学習を個人の楽しみ、生きがいづくりを中心に捉える考え方は受け継がれながらも、学んだことを地域や社会で幅広く生かしていくという点を重要視して生涯学習を捉える考え方が強くなっています。また、生涯学習振興施策においても、行政の各部局が連携しながらまち全体で生涯学習に取り組む体制を整備していく「生涯学習のためのまちづくり」から、一人ひとりの市民が多様な生涯学習の成果を活用して、地域づくり・まちづくりの活動に参加していく「生涯学習によるまちづくり」への転換が進みつつあります。

生涯学習は個人の自発的学びであり、その学びの中で、自己の充実・向上を図ったり、「生きがい」を見いだしていくことが基本です。一方で、個々人の「生きがいづくり」だけに留まらず、学んだ成果を地域づくり・まちづくりに生かすことが、今日の生涯学習の大きなテーマとなっています。それに伴い、行政の生涯学習振興施策においても、市民が生涯学習の成果を生かしていくことができる仕組みづくりが重要となっているのです。

もちろん、個人の充実・向上や「生きがいづくり」のための生涯学習は、市民の間に人間的交流・つながりや安心感・信頼感を生み、それらが地域づくり・まちづくりの基盤となるのであり、今後も重視されなければなりません。とはいえ、今日においては生涯学習が地域づくり・まちづくりに活用されていくことが強く望まれているのであり、また、学んだり活動したことが地域づくり・まちづくりにつながっていけば、それが市民の新たな生きがいになっていきます。

このような状況から平成5年度策定の生涯学習基本構想の5つの基本方針のもとに、その内容を社会の変化に対応させて整理しました。

また、平成8年度に策定された生涯学習基本計画「市民生きがいプラン」は、平成5年度策定の生涯学習基本構想を具体化した個別施策から成り立っており、その後の社会の変化や施策の進展によって、新たに策定し直す必要が生じています。

「市民生きがいプラン」では、「広報・啓発の充実」、「学習情報の提供」、「学習機会の充実」、「指導者・リーダーバンクの整備等」、「生涯学習施設の整備・充実」、「評価と社会還元」、「生涯学習推進体制の整備」を基本方針とし、それに対応した36の基本施策を挙げて、それぞれについて着手目標年次を定めました。この「市民生きがいプラン」策定後、本市としては生涯学習に関わる広報や啓発の充実、「長良川大学」の拡充、「市民自主講座」の開設等を進めてきました。また、急速な高度情報化の進展に対応し、インターネットでの学習情報の提供を行ってきました。

さらに、平成14年1月26日に本市の生涯学習拠点施設である生涯学習・女性センターが、ハートフルスクエアG内に開館しました。同センターは講座等の生涯学習機会を提供するだけでなく、生涯学習・ボランティア相談コーナーを設置し、市民が生涯学習で学んだ成果を社会で生かしていくことができるようにするコーディネート機能も持っています。このように「市民生きがいプラン」で目標とされた基本施策の多くは、着手され目標を達成しています。

その一方で、本市の生涯学習を取り巻く環境が大きく変化したことで、着手することができず、目標を達成できなかったものもあります。また、生涯学習を取り巻く環境の変化の中で、新たな課題も生まれています。こうした状況を踏まえ、平成8年度策定の生涯学習基本計画「市民生きがいプラン」の進捗状況を考慮した上で、今後の生涯学習振興施策の課題と方向性を明らかにするため、この第2次生涯学習基本計画の策定が必要となりました。

2 社会の変化への対応と現代的課題の解決に向けた生涯学習の推進

生涯学習基本計画「市民生きがいプラン」が策定された平成8年度以降、策定時には想定することができなかった社会の大きな変化が生じ、生涯学習を通じて解決すべき新たな課題が出現しています。今後の生涯学習振興施策の基本的な課題と方

向性を明らかにしていくためには、そうした社会の大きな変化を踏まえることが必要です。

特に著しいのは、パソコンの普及・浸透とインターネット利用状況の高まり等、高度情報化の進展です。内閣府「消費動向調査」によると、パソコンの普及率は平成9年3月では22.1%に対し、平成19年3月では71.0%となっています。また、総務省通信利用動向調査では、インターネットの利用人口率は平成9年では9.2%であったのに対して、平成18年度には68.5%と飛躍的に伸びています。今後、パソコンだけでなく、テレビのデジタル化などの情報の高度化はますます進展する状況にあります。このような情報通信ネットワークを活用した生涯学習情報の提供を一層進めるとともに、高度情報社会に対応した新たな方法による学習機会の提供も必要です。

ここ10年での就業形態の多様化により、雇用・就労状況は著しく変化しました。パート・アルバイトや派遣労働者等の非正規雇用の増加により、特に若年層の不安定な就労が問題となっています。平成18年の青少年のフリーター、ニートは全国で249万人に上るとされています（平成19年度版青少年白書）。青少年の職業観・勤労観を醸成するキャリア教育の推進は、今日の青少年の社会参加・参画を促していく上でも重要です。職業意識を早い段階から持つための職業体験を学校や地域で行う必要があります。加えて、個人のキャリアアップを望む人に対応して、国や県の関係機関、大学・民間教育事業者と連携し学習機会の情報を提供しなければなりません。

昭和22年から24年に生まれた「団塊の世代」は、全国の人口の5.4%を占めるといわれています。平成17年の国勢調査では、本市の「団塊の世代」を含めた55歳から59歳の労働力人口は25,105人を数え、労働力人口の11.9%を占めています。これらの人たちが退職しつつある中で、「社会参加活動を通じた生きがいづくり」への支援が課題となっています。団塊の世代は、経済の高度成長に伴う急激な社会構造の変化、国際化による市場の自由化、高度情報技術の発達による業務のシステム改善等を経験してきました。このような貴重な経験や知識を生かしていけば、団塊の世代はボランティア活動、NPO・市民活動、地域団体活動などの様々な活動のリーダーとして期待できます。本市では平成19年度より「団塊世代のための市民講師養成講座」等の事業を実施しています。今後、数年間で職場から地域へUターンが進む団塊世代が、地域づくり・まちづくりにソフトランディング（地域での交流や活動に自然に溶け込むこと）できるような環境づくりが必要です。それには、団塊世代が気軽に立ち寄ることができる居場所を地域に見だし、地域活動に参加するきっかけとなる学習機会を充実することなどが求められます。

他方、生涯学習を取り巻く環境も大きく変化しました。平成15年の地方自治法の一部を改正する法律で、「公の施設」の管理を、これまでの公共的団体等に限定して管理委託することができた「管理委託制度」に代わり、民間の能力やノウハウ

を幅広く活用することによる住民サービスの向上、経費の節減を図ることを目的とした「指定管理者制度」に移行することになりました。平成17年度、平成18年度においては、生涯学習拠点施設である生涯学習・女性センターや地域の市民交流施設であるコミュニティセンターのほか、青少年教育施設、体育施設、市民会館・文化センター、児童館・児童センター、老人福祉施設などに指定管理制度を導入しました。現在では、市の直営施設として管理・運営されているのは、地区の生涯学習・社会教育施設である公民館のほか、図書館、歴史博物館、科学館、中央青少年会館等となっています。今後も生涯学習施設を含めた「公の施設」には、サービスの向上及び効果的・効率的な施設の管理・運営を求める観点から「指定管理者制度」の導入が進むものとみられます。その一方で行政は、市民が学習しやすく、利用しやすい施設、また、市民に適切に学習情報を提供できる施設という観点から、指定管理制度も含めた「公の施設」のあり方を検討する必要があります。

生涯学習基本計画「市民生きがいプラン」では、市民が「岐阜に暮らして幸せだ」と実感できるようになるためには、市民も、行政も、企業も、社会環境の変化に対応して、互いに協力し、協働することではじめて可能になると述べています。この「市民生きがいプラン」の策定後、本市では平成16年3月に「岐阜市協働のまちづくり指針」を策定しました。さらに、平成19年4月に施行された「岐阜市住民自治基本条例」では、「市民が、自らまちづくりに関して学ぶ権利を有する。」と定め、市の責務の一つとして「市民にまちづくりに関する意識の啓発を行うとともに、生涯学習機会の充実に努めること。」としており、「市民と行政との協働」によるまちづくりの気運が高まりつつあります。

このように、社会の変化に伴い市民一人ひとりが社会生活を営む上で、理解し、解決に取り組むことが望まれる様々な課題があります。その課題を現代的課題といいます。こうした現代的課題を個人、家庭、企業、地域（コミュニティ）、さらには行政が、それぞれの役割に応じて解決していく必要があります。そして、これらの現代的課題の解決に向けた活動が具体的に市民の間に展開されるように、市民の身近な問題を解決する学びが浸透し、その学びが生かされ実践につながっていくことが望まれます。すなわち、「生涯のいつでも自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が社会において適切に評価される」生涯学習社会を実現することが、現代的課題を解決していくためには必要です。こうした生涯学習社会の実現を目指すため、第2次生涯学習基本計画を策定し、本市の生涯学習振興施策を進めていきます。

2 アンケート調査からみる市民の生涯学習に関する意識

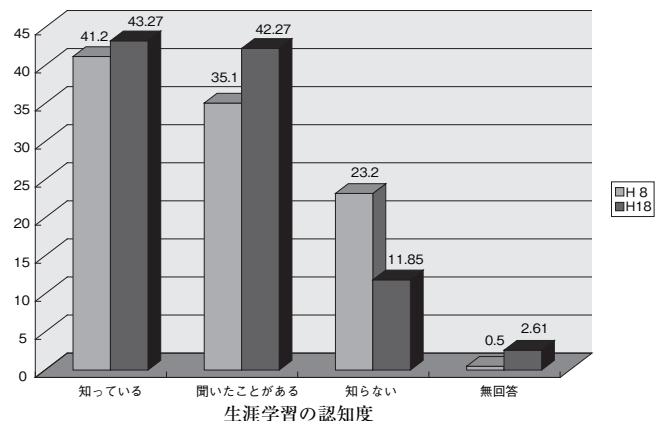
1 生涯学習振興施策に対する市民の意向

本市は第2次生涯学習基本計画の策定に向け、平成18年6月7日から7月5日まで、生涯学習に関する市民のアンケート調査を実施しました。このアンケート調査の結果、市民の生涯学習に関する意向や意識に次のような傾向がみられました。

調査は平成5年度、平成8年度にも実施されており、生涯学習の認知度の推移を調査するため、各年度の調査で生涯学習の認知度について、同じ質問・回答項目を用意しました。

平成8年度と平成18年度を比較すると、「知っている」が41.2%から43.27%、「知っている」、「聞いたことがある」の回答を合わせると76.3%から85.54%に増えており、この10年間で「生涯学習」の認知度は着実に高まりつつあるといえます。しかし、「知っている」という割合が平成5年度調査から平成8年度調査では7.6%増加したのに対して（「知っている」平成5年度33.6% 平成8年度41.2%）、平成8年度調査から平成18年度調査では2.07%の増加にとどまっており、生涯学習が市民の生活の中に十分浸透しているとは言い切れないという結果もみられます。生涯学習のライフスタイルの啓発を、広報紙など様々な媒体を通して今後も進めていく必要があります。

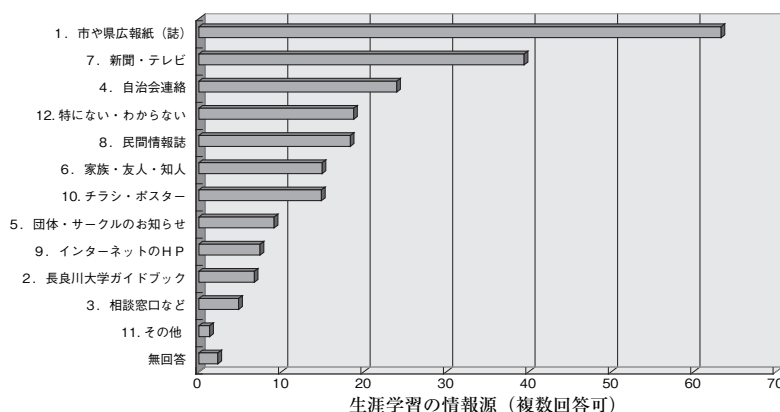
また、アンケート調査では、スポーツ施設・体育施設や文化施設を含んだ生涯学習施設・社会教育施設にとどまらず、市民のグループ・サークル活動の場となっているコミュニティセンター等の市民交流・生涯学習施設や福祉施設・保健施設、さらにはグラウンド等の開放を行っている学校施設も幅広く取り上げ、生涯学習関連施設の利用及び認知状況を全般的に把握する項目を設けました。調査結果では、利用及び認知度が最も高かったのは公民館でした。公民館は市内各地区に合わせて50施設があり、公民館講座を開催するだけでなく、登録したグループ・サークルの学習や活動の場として、また自治会などの地域団体の会合の場として利用され、最も高い利用及び認知度を示しています。これに対し、平成14年1月に開館した生涯学習拠点施設ハートフルスクエアGの認知度は必ずしも高くはなく、その向上が今後の課題となっています。ハートフル



スクエアGとりわけ生涯学習・女性センターが生涯学習施設や関連施設のネットワークの中核的機能を発揮していくことが、利用及び認知度を上げるために必要です。特に、各ブロック（地域）の市民交流及び生涯学習のための施設と位置づけられているコミュニティセンター、地区の生涯学習・社会教育のための施設である公民館との連携を深め、生涯学習のあらゆる情報の提供や学習相談を行っていくとともに、学習の成果が地域に還元されていくような新たな学習プログラムの開発を進めていく必要があります。

さらに、生涯学習の情報源について、平成18年度、平成8年度調査を比較すると、両調査とも行政が発行する広報紙を情報源にしている割合が60%を上回っており（複数回答可）、新聞・テレビ、自治会等の回覧の割合も高い傾向にあります。一方で、平成18年度アンケート調査では、家族・友人・知人からという回答が平成8年度調査に比べ減っており、パーソナルコミュニケーション（対面的な人間関係に基づくコミュニケーション）が情報源となることは今日では減りつつあります。

インターネットなどの高度情報通信ネットワークを情報源としているとする回答は、平成8年度調査では0.6%でしたが、今回の調査では7.4%あり、6.8%増加しています。高度情報通信ネットワークの利用は高まりつつも、市民の生涯学習の情報源は、定期的に配布される広報紙のような「紙媒体」が中心となっています。今後、「広報ぎふ」などで積極的に情報提供するとともに、インターネットやこれから普及することが予想される新たな高度情報通信技術を活用した情報提供が必要です。



2 生涯学習の成果を生かす環境づくり

学んだ成果を社会や地域に還元する仕組みづくりは、今後の生涯学習振興施策の大きなテーマです。生涯学習のイメージについて平成18年度調査では「趣味や生きがいをつくる活動をすること」とする回答が63.15%と一番多く、「学んだり活動したことを、まわりの人や地域・社会のために役立てること」とする回答は31.22%にとどまっています。（複数回答可）

生涯学習を行いやすい環境づくりについては、「生涯学習センター・公民館・図書館やコミュニティセンターなどの学習・交流施設のより一層の整備」とした回答が43.17%と一番多く、「生涯学習の成果を活用できるボランティア・NPO活動や地域活動の機会の充実」とする回答は16.67%でした。（複数回答可）

また、生涯学習の成果の生かし方についての設問では、「健康維持や体力づくりに役立てる」とする回答が51.20%と一番多く、「ボランティア活動・NPO活動に役立てる」とする回答が19.98%となっています。（複数回答可）

しかし、ここで注目すべきは、平成8年度調査で「学習の目的」の設問について、「地域や社会への貢献」という回答が5%以下とごくわずかであったのに比べ、こうした回答が平成18年度には約20%あり、生涯学習の成果を地域や社会に還元していくという意識が確実に高まりつつあると思われる点です。

生涯学習が「まちづくり」とどのように結びつくべきだと考えるかを尋ねる設問については、60歳代で「市民と行政が対等な立場で協働して『まちづくり』を進めること」を選択する割合が最も高くなっている点が注目されます。退職後、時間的余裕が生まれ、しかも健康・体力がさほど低下していない60歳代が、ボランティア・NPO活動や地域活動の担い手、さらには市民と行政の協働の担い手となっていくことが期待できる結果となっています。しかも、60歳代は、生きがいつくり、あるいは自己啓発・自己実現という意味に限られてはいますが、生涯学習への関心が高かったことを勘案すれば、「生涯学習によるまちづくり」の担い手になる可能性が最も高い年代といえるでしょう。

学んだ知識や技術を地域や社会に生かしていく活動の中で、それまで気がついていなかった新たな課題が発見され、再度学習に戻っていくという、市民が生涯学習とその成果を地域や社会に還元する実践活動の間を循環していくことができる環境整備を、行政は進めていかななくてはなりません。

3 現代的課題に対応した生涯学習

平成18年度調査では、生涯学習の領域（ア. 職業上必要な知識・技能 イ. 家庭生活に役立つ知識・技能 ウ. 育児・教育・子育てに関するもの エ. ボランティア・NPO・まちづくりに関するもの オ. 趣味・芸術に関するもの カ. 健康・スポーツに関するもの キ. 文化や自然科学の教養に関するもの ク. 情報化社会に対応するための知識・技術 ケ. 外国語会話等国際交流・国際理解に関するもの コ. その他）を10項目挙げ、現在行っている生涯学習の領域、今後取り組む必要があると考えている生涯学習の領域を選ぶ設問を設けています。

さらに、現在取り組んでいる生涯学習の方法、今後取り組む必要があると考えている生涯学習の方法についても尋ねています。方法としては、「1. グループ・サークル 2. 新聞・テレビ等 3. パソコン、インターネット 4. 個人で先生について 5. 講座・教室 6. 職場内研修 7. 通信教育・放送大学等 8. 大学等の就学 9. 大学の公開講座 10. カルチャーセンター・スポーツクラブ 11. その他 12. 無回答」の12項目の選択肢を設けています。

この設問の趣旨は、市民の生涯学習の現在の実態と、市民が必要だと意識している（社会の要請）生涯学習の相違を明らかにして、今後の施策において重点的に振興すべき領域と、その取り組み方を明確化しようとするものです。

その結果、現在取り組んでいる生涯学習の領域と今後取り組む必要があると考えている生涯学習の領域の違いが明らかになりました。国際交流・国際理解、情報化社会の対応、ボランティア・NPO・まちづくり活動の領域については、現在あまり取り組まれていませんが、今後取り組む必要があると考えている生涯学習の領域として市民に意識されています。その一方で、趣味・芸術及び健康・スポーツの領域については、現在取り組んでいる割合は高い値を示しましたが、今後取り組む必要があると考えている回答の割合は、現在取り組んでいる割合とそれほど違いませんでした。このように、今後、市民が取り組む必要があると考えている生涯学習の領域は、国際化・情報化・まちづくり活動等の「現代的課題に対応する生涯学習」であると考えられます。

また、現在取り組んでいる生涯学習の取り組み方は、グループ・サークル活動や新聞・雑誌・テレビという方法が高い割合を示しています。一方、今後取り組む必要があると考えている生涯学習の方法は、講座・教室、カルチャーセンター・スポーツクラブ、通信教育・放送大学などが上位に挙げられ、高度で系統的な学習の方法が望まれています。

平成16年の中央教育審議会生涯学習分科会の「今後の生涯学習の振興方策について（審議経過の報告）」では、「生涯学習を振興していく上での基本的考え方」として、『『個人の需要』と『社会の要請』のバランス』が必要であることを指摘しています。

行政としては、アンケート調査において高い割合が示された「今後取り組む必要があると考えている生涯学習」の領域、つまり「現代的課題に対応する生涯学習」の領域を中心に生涯学習振興施策を進めていくことが重要です。そのためには、生涯学習講座の内容も、一過性の講座ではなく、系統的に学習を積み重ねることができる講座などを展開していかなければなりません。

また、調査では、「今後取り組む必要があると考えている生涯学習」の取り組み方として、カルチャーセンター・スポーツクラブなどや通信教育・放送大学など、行政が設けるものとは異なる学習機会を求める傾向がみられます。このような市民のニーズに応えるため、行政は民間教育事業者、高等教育機関、NPOなどと連携して生涯学習の振興を図っていく必要があります。

領域別学習活動率・学習必要認知度（複数回答可）

	各種資格取得等、職業上必要な知識・技能	料理、洋裁等、家庭生活に役立つ知識・技能	育児、教育問題等、子育てに関するもの	ボランティア・NPO活動や地域活動に必要な知識・技能	趣味や芸術に関するもの	健康・スポーツに関するもの	文学・歴史などの文化や自然科学の教養に関するもの	パソコンなどの情報社会に対応するための知識・技術	外国語の会話などの国際交流・国際理解に関するもの	その他
① 現在、取り組んでいる領域 割合(%)	14.76	13.86	8.23	7.93	25.4	24.4	9.24	12.35	5.92	0
② 今後、取り組む必要がある領域 割合(%)	20.58	16.57	11.55	17.37	23.19	28.21	14.86	22.59	16.37	0
②-①	5.82	2.71	3.32	9.44	-2.21	3.81	5.62	10.24	10.45	0

3 第2次岐阜市生涯学習基本計画

1 基本計画の性格

この計画は、岐阜市総合計画、岐阜市生涯学習基本構想の基本理念や岐阜市民生涯学習推進協議会の意見を尊重し、今後の本市の生涯学習振興施策・事業を体系的に推進するための具体的計画となるものです。

計画期間は、平成20年度（2008年度）から平成29年度（2017年度）までの10年間とします。平成24年度（2012年度）には進捗状況を評価するとともに必要があれば、計画の見直しをします。

2 基本計画策定における5つの基本方針と3つの重点課題

第2次生涯学習基本計画を策定するにあたっては、平成5年度に策定された生涯学習基本構想の理念を受け継いでいきます。その理由として、生涯学習基本構想における生涯学習推進の5つの基本方針が、今日までの、また今後の本市の生涯学習振興施策の基本理念として十分な内容を備えているからです。とりわけ、「現代的課題に対応して推進します。」、「ボランティア活動を支援・促進します。」、「地域づくりの一環として推進します。」の3点は、生涯学習が「個人の需要を充足する」だけでなく「社会の共通の課題に取り組む必要」があるとされ、また前述した「個人の需要と社会の要請のバランスを保つ」ことが大切だといわれている生涯学習をめぐる今日の状況において、特に重要な基本方針として受け継がれるべきものとなっているからです。

しかし、「市民主体の生涯学習を推進します。」、「岐阜市の特徴を生かして推進します。」の2点を含め、5つの基本方針は策定以来14年を経て、社会の変化により整理する必要が出てきました。そこで、今回の生涯学習基本構想では、5つの基本方針は継承しながらも、その内容を時代に即したものに修正しています。

例えば、「市民主体の生涯学習を推進します。」という点については、「行政がこれまで行ってきた施策の中心は、講座の開設等の学習機会の提供でした。しかし、今後は市民の生涯学習の成果を活用し、推進するという点にも力を入れていく必要があります。」として、今後も学習機会の充実に努める一方で、学んだ成果を生かす取り組みを進めることに力点を置いた内容に修正しています。

その点に関連して「地域づくりの一環として推進します。」については、「生涯学習の振興、特に学習の成果を地域に生かす取り組みを促進することが、コミュニティに

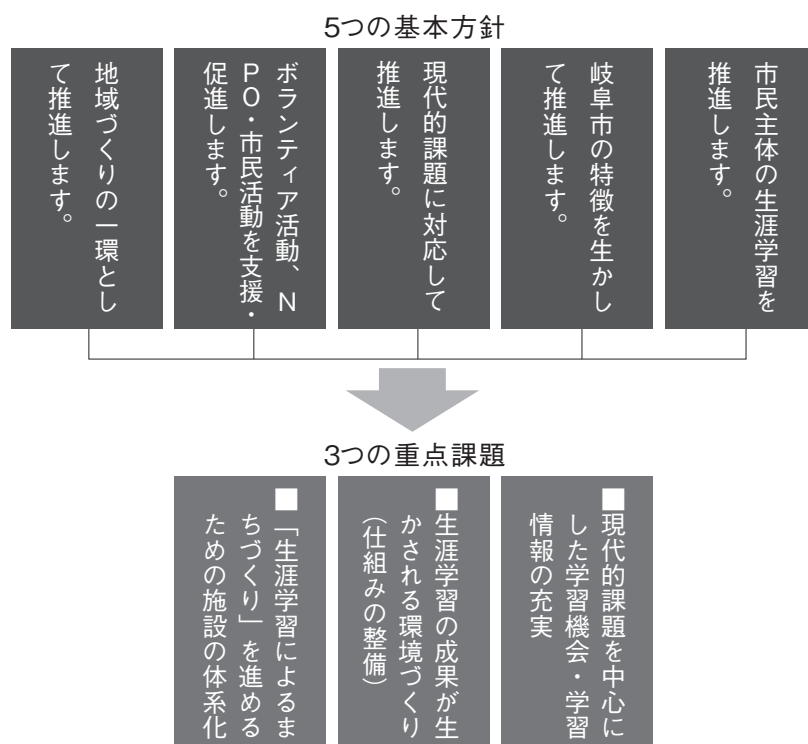
活力を取り戻す大きな役割を果たすこととなります。」として、生涯学習の成果が地域に生かされるような仕組みを生涯学習振興施策を通じて構築していくことが、地域づくり・まちづくりには欠かせないことを強調しています。

さらに、「現代的課題に対応して推進します。」については、「行政は、課題解決に向けての学習機会の充実、学習情報の提供及び学習施設の整備などで支援していきます。」と述べ、また、「ボランティア活動、NPO・市民活動を支援・促進します。」については、「行政と市民活動団体、NPO、地域団体をつなぐ専門性を持ったコーディネーターの養成が喫緊の課題になっています。」と述べ、その内容を充実させています。

今回の生涯学習推進の5つの基本方針では、前回の基本方針と同じく、生涯学習は自発的意思に基づいて、日々の生活や人生の歩みの中で、「楽しみ」を見つけ「生きがい」を持って暮らせるように、一生涯を通じて自らを磨いていくことであるとする一方で、行政の生涯学習振興施策にあっては、学習の成果を地域に還元していくという視点、とりわけ「生涯学習によるまちづくり」という視点を明確にすることが重要であることを強調しています。

現在、「市民と行政の協働のまちづくり」の必要性が高まったことを考慮すれば、市民が主体の生涯学習による地域づくり・まちづくり活動を行政がいかに支援・振興していくかが、今日の生涯学習振興施策の課題となっているといえるでしょう。市民がまちづくりの主権者となっていくためには、市民がまちづくりに参画できる仕組みが作られるとともに、市民が自らまちづくりに関して学ぶことが必要です。地域や社会の共通課題を学びその解決を図っていく、現代的課題にかかわる様々な学習機会の充実を図る必要があります。

こうして「生涯学習によるまちづくり」が課題となっている状況の中で、生涯学習基本構想に掲げられた5つの基本方針を施策として具体化することが必要です。生涯学習基本構想を踏まえて策定される今回の第2次生涯学習基本計画では、5つの基本方針を具体化した3つの重点課題として、「現代的課題を中心にした学習機会・学習情報の充実」、「生涯学習の成果が生かされる環境づくり（仕組みの整備）」、「生涯学習によるまちづくりを進めるための施設の体系化」



くり（仕組みの整備）」、「生涯学習によるまちづくりを進めるための施設の体系化」を掲げ、本市の生涯学習振興施策として特に重点的・集中的に取り組まなければならないものを示しています。

この3つの重点課題は、平成18年度アンケート調査の結果や、平成8年度に策定された生涯学習基本計画「市民生きがいプラン」に示された基本施策のうちで今日なお残された課題を取り上げ、まとめたものです。

3 基本計画における3つの重点課題への取り組み

(1) 現代的課題を中心にした学習機会・学習情報の充実

本市では、生涯学習センター、市民体育館、各地区の公民館など生涯学習・社会教育施設や老人福祉センターなどの福祉施設を中心に、各種講座・教室など様々な学習機会の充実に努めています。

同時に、市民の学習は講座を受講するだけの受け身の学習活動から、自主的な学習活動や課題解決のための参加型学習へと広がっています。市民が自らの学習の成果を生かし、講師として活躍する市民自主講座は、平成19年度に生涯学習センター、コミュニティセンター、公民館などで34講座が開設され、行政が開設する講座・教室だけでなく、市民参加による講座・教室が定着しています。

また、市内ではカルチャーセンターやスポーツクラブなどの民間教育事業者、大学等の高等教育機関、NPOなども、市民の需要・要望に合わせた学習機会を提供しています。

市民の学習に関する関心はともすれば「趣味的な講座」や「健康・スポーツの講座」など、「個人の需要を充足する生涯学習」に偏りがちな現状があります。

こうした講座はできるだけ民間教育事業者などに委ね、行政は社会的な観点から広く学習活動を促していく必要のある「現代的課題に対応する講座」を中心に講座を開催していきます。

また、現在行政が開設している「現代的課題に対応する講座」は、地域や社会、個人が直面している課題についてピックアップして紹介する、単発的・散発的な講座が多い傾向にあります。

しかし、現代的課題の学習においては、課題解決に向けて系統的・体系的に知識、技能を習得していくことが求められます。市民が自ら課題解決を見通すことができる系統的・体系的な内容を備えた学習機会の提供が必要です。

市民にとって、このような講座を受講することが地域づくり・まちづくり活動に取り組むきっかけになっていきます。また、その活動の中で直面した新たな課題について再び学習するといった、「学び」と「活動」が循環できるような「現代的課題に対応する講座」を広げていきます。

これまでの一過性の講座の開設を見直し、市民の課題解決のための実践活動を引き出し得る系統性・体系性を備えた学習機会を提供していきます。

学習情報の提供では、生涯学習情報誌「長良川大学」ガイドブックを毎年発行し、1,100を数える講座を紹介しています。また、生涯学習センターでは生涯学習相談コーナーを開設し、市民に幅広い生涯学習情報を提供しています。今後も「広報ぎふ」などで生涯学習について広報、啓発していくほか、高度情報通信ネットワークを活用した学習情報を提供していきます。

さらに、行政だけでなく、民間教育事業者、NPO、高等教育機関などが、それぞれの目的のもとに学習機会を提供しています。こうした学習機会に関する情報を市民に適切に提供できるよう、行政は民間教育事業者、NPO、高等教育機関等との連携を図ります。

【基本施策】

【1】 生涯学習・社会教育施設の講座及び出前講座の充実

本市では、総合行政の観点から、生涯学習・社会教育施設にとどまらず各種関連施設においても生涯学習振興施策を展開し、市民がいつでも、どこでも学習することができるような環境づくりに努めています。その中で、行政が主催する講座は高齢者を対象とする講座（老人福祉センター、体育館等で開催）を除き、「現代的課題に対応する講座」を中心に実施することとしています。生涯学習施設においても、例えば歴史博物館では「まちなか博士」になるためのサポート講座を開設し、観光ボランティアに市民を誘う試みを行っています。また、図書館では、本市の代表的産業であるファッション産業の振興・支援のための「ファッション講座」、起業に関する情報提供を行う「ビジネス支援セミナー」などを開催し、「生涯学習によるまちづくり」事業を展開しています。今後も地域づくり・まちづくりにつながる各種講座の実施に力点を置いていきます。

①生涯学習・社会教育施設におけるグループ・サークル活動の推進

市民が楽しみながら学んでいく学習機会については、これまでのように市民が自主的に運営するグループ・サークルの活動に委ね、行政はグループ・サークルが活動しやすい環境づくりを行います。

②ボランティア団体、NPO・市民活動団体、地域団体（自治会・各種団体等）との連携による講座の充実

現在、ボランティア団体、NPO・市民活動団体、地域団体が生涯学習・社会教育施設や関連施設で講座を開催しています。行政や高等教育機関が開催する講座だけでなく、今後は諸団体と各施設とが協働した講座の拡充に努めます。

③出前講座の拡充

本市では、市及び企業の担当者が講師となり、市民の要望に応じた講座を地域に出向いて開設する出前講座を実施しています。現在、139のメニューが用意され、平成18年度には178回開催されました。市民と行政との「協働のまちづくり」のきっかけづくりをしていくために、今後も出前講座のより一層の拡充に努めます。

【2】生涯学習「長良川大学」の拡充

平成8年度に開講した生涯学習「長良川大学」の年間受講者数は、現在、約11万人を数えています。しかし、平成18年度に実施したアンケート調査では、生涯学習「長良川大学」の認知度は16%にとどまっています。今後も生涯学習「長良川大学」の仕組みを充実させ、認知度を高めていく施策を進めていきます。

①生涯学習「長良川大学」ガイドブックの編集・発行形態の見直し

生涯学習「長良川大学」ガイドブックは、A4版48ページの冊子形態で、年1回、1万冊を発行し、市役所・事務所等行政機関、生涯学習・社会教育施設、老人福祉センターなどに配布しています。今後、生涯学習「長良川大学」の認知度を高めるため、冊子の編集方法、発行部数、配布方法の見直しを進めます。

②全市共通の生涯学習分類の整理・見直し

生涯学習「長良川大学」開講講座の内容分類や、生涯学習・社会教育施設で活動しているクラブ・サークルの活動内容の分類はまちまちです。市民が簡単に講座やクラブ・サークルが見つけれられるよう、生涯学習の内容を分類する基準を検討します。また、この分類を基本とした生涯学習の成果を認証する仕組みを確立します。

③生涯学習「長良川大学」単位認証制度の拡充

生涯学習「長良川大学」では、一定の単位数ごとに（10単位証、20単位証など）賞賛状をお渡しする独自の単位認証制度があります。この単位認証制度の啓発を進め、単位認証者の増加を図るとともに、上記②において整理、見直された新たな生涯学習分類基準に沿って、生涯学習の専門領域ごとに学習の成果を認証・評価する新たな単位認証制度（例えば環境分野、歴史分野といった分野別の単位認証）を設け、市民講師（教育サポーター）の養成につなげていきます。

【3】 現代的課題を中心にした学習機会の充実

市民がいつでも、どこでも、学ぶことができ、学習の成果が活かせる環境を整備します。

「現代的課題」について単発的な講座だけではなく系統的・体系的な講座を開設し、学んだ成果を地域づくり・まちづくりに活かせる学習プログラムを開発します。

①長良川大学「特定課題講座」の開講

市民が今日共通して直面している様々な現代的課題について、系統的・体系的な学習を積み重ね、その課題解決に向けた実践活動に一步踏み出していく、地域づくり・まちづくり活動のリーダーになり得る人材を養成します。

②ボランティア団体、NPO・市民活動団体の主催講座の支援と目的型コミュニティの活性化

ボランティア団体、NPO・市民活動団体などが主催する現代的課題にかかわる講座の支援を実施します。さらに、こうした団体の活動を学習面から支援していくことで、目的型コミュニティの活性化を図ります。

③生涯学習機会の環境の整備

市民がいつでも、どこでも学ぶことができる環境の整備に引き続き努めていきます。とりわけ、障がい者、高齢者、子育て家族の親等、社会的に配慮が必要な人々の学習環境の整備を図ります。

【4】 生涯学習情報の充実

今後、「現代的課題」にかかわる講座など、市民の学習成果が地域に還元され、地域づくり・まちづくりにつながることが期待される学習機会の充実に努めていきます。

従って、生涯学習情報の提供に関しては、学習・教育機会についての情報を市民に提供するだけでなく、生涯学習の成果を市民が活かすことのできる地域づくり・まちづくりについての情報も提供していく必要があります。

①「広報ぎふ」による学習情報の充実

平成18年度アンケート調査でも、生涯学習の情報源として定期的に配布される「広報ぎふ」などの「紙媒体」が市民に親しまれていることが分かりました。今後も、「広報ぎふ」による生涯学習機会情報の適切な提供に努めます。

②インターネット等高度情報通信ネットワークを活用した情報提供の拡充

生涯学習・社会教育施設との連携をより一層強め、本市のホームページを利用した生涯学習機会情報の提供を引き続き行っていきます。同時に、今後、市民講師（教育サポーター）などの情報提供を進めます。

③生涯学習による「まちづくり」の啓発

生涯学習で学んだり体験したことを市民が社会や地域に生かすことにより、ボランティア活動、NPO・市民活動、地域団体活動が活性化され、地域づくり・まちづくりが促進されることを市民に啓発します。また、様々な「生涯学習によるまちづくり」活動の情報や事例を提供します。

【5】 生涯学習相談の充実

現在、生涯学習センターにおいて、センター主催講座等の案内、ボランティア活動の情報提供及びボランティア団体の活動支援など、生涯学習とボランティア活動にかかわる相談事業を「生涯学習・ボランティア相談コーナー」で実施しています。今後、生涯学習やボランティア活動、さらには地域づくり・まちづくりについての市民の様々なニーズに応えるため、生涯学習（ボランティア活動を含む）相談事業の充実を図るとともに、こうした相談機能がコミュニティセンターなどの市民により身近な施設においても発揮されるよう努めます。

①横断的な生涯学習情報提供及び相談事業の充実

生涯学習センターの生涯学習（ボランティア活動を含む）相談事業については、センター主催講座等の情報だけでなく、他の生涯学習・社会教育施設や民間教育事業者の講座・施設情報、岐阜市NPO・ボランティア協働センターや市社会福祉協議会との連携によるボランティア情報、NPO・市民活動情報、行政や民間企業からの各種補助金・助成金についての情報など、組織横断的な情報提供とそれに基づく相談事業の充実に努めます。このことにより、生涯学習センターにおいては、市民による生涯学習相談のワンストップ化が期待できます。

②生涯学習施設の特徴を生かした生涯学習相談

全市的な生涯学習情報の提供とそれにもとづく生涯学習（ボランティア活動を含む）相談は生涯学習センターで行います。コミュニティセンターや公民館では、それぞれのブロック（地域）・地区の生涯学習情報だけでなく、地域づくり・まちづくり情報を収集して市民に提供するとともに、そうした情報に基づく生涯学習相談を行うよう努めます。生涯学習施設の体系化を今後推し進める中で、それぞれの施設の特徴を生かした生涯学習相談を実施することが可能となります。

③生涯学習・社会教育施設の生涯学習相談機能の整備

生涯学習の相談を受ける施設職員の資質及び能力の向上に努めます。また、

多様化・高度化する市民の学習相談に対応するため、地域の学習資源を有機的に結びつけ、特徴を最大限に生かすことができるコーディネーターなどのボランティア指導者の養成及び研修体制の整備を図ります。

(2) 生涯学習の成果が生かされる環境づくり（仕組みの整備）

市民が生涯学習の成果を幅広く生かし活用していくことについては、学んだ成果を、ボランティア活動や、地域社会の発展に生かすなど、社会に還元していく方法があります。一方、個人のキャリア開発、自らの健康・生きがいつくりを生かすなど、個人の生活の向上に生かす方法もあります。

生涯学習の基本が個人の自発的学びにあり、その学びや活動の中に「生きがい」を見いだしていくことにあるのは言うまでもありません。そうした観点から、市民のライフステージに応じたキャリア開発や、自らの健康・生きがいつくりで生涯学習の成果を生かすことを行政が支援していくことも重要です。

また、社会の課題が多様化する中で、地域住民の生活が向上するためには、課題解決に向けた市民の自発的な取り組みが不可欠になっています。生涯学習で学んだ成果や活動・経験が、地域課題の解決に還元できるよう、行政が支援することも必要となっています。

市民一人ひとりの生涯学習の成果がボランティア活動、NPO・市民活動団体や地域団体の活動などに生かされ、さらには各種の地域づくり・まちづくりの活動にまで高まっていくような仕組みや環境づくりが求められています。

そのため、地域における生涯学習や地域づくり・まちづくりの活動の推進役、あるいは調整役となる市民講師（教育サポーター）やコーディネーターの養成に取り組んでいきます。

また、市民講師（教育サポーター）やコーディネーターがそれぞれの能力や特性を生かし、学習や活動のニーズを持った人々を支援していく中間支援機能を発揮できるような環境整備に努めます。

ボランティア活動やNPO・市民活動は、個人の自発的意思に基づきその技能、時間等を進んで他者のために提供し、社会に貢献しようとする活動であると同時に、そうした活動が自分自身を成長させることになる活動でもあり、自分自身のために行われる活動という一面を持っています。そして、ボランティア活動が自分自身の成長のために行われたとしても、それが社会的な活動である限りは他者や社会に対する責任、さらには自分自身に対する責任を伴うものです。

そうした責任を自覚して行われるボランティア活動やNPO・市民活動が広がっていくことは、市民の自発的・主体的な社会参加意識を高め、市民がともに支え合う「新しい公共」を生みだしていくことに大きな意義を持っています。

このような活動が持続的に進められていく環境を整備するために、顕彰制度や市民による先駆的・主体的な市民活動の提案に対する助成制度などを積極的に進め、社会的評価を行っていきます。

【基本施策】

【1】「生涯学習によるまちづくり」の支援とその推進役の育成

市民のライフスタイルが多様化して、地域課題の複雑化が進む中、行政だけではきめ細かな社会サービスを提供することに限界があると指摘され、市民が互いに支え合い協力し合うという互惠の精神によって課題を解決することが求められるようになりました。

このような社会状況を踏まえ、個人やボランティア団体、NPO・市民活動団体が地域課題の解決や社会の形成に主体的に参画し、協力し合うことが必要となってきました。市民が高い社会参加意識のもととともに支え合う「新しい公共」を形成するために、行政は、市民が自ら学ぶ姿勢を大切にしながら、市民の学習が地域づくり・まちづくりに生かされる取り組みを効果的に支援していきます。

①市民講師（教育サポーター）の養成

市民が、職場で、ボランティア活動で、さらには講座・教室を受講することで、経験したり、学んだりしたことを、周りの市民に講師として伝えていくことができる仕組みを作ることが必要です。

平成11年度に開設された「市民自主講座」は本市に定着し、平成19年度には34講座が開講され、699人の応募者がありました。さらに、平成19年度より「団塊世代のための市民講師養成講座」が開講されています。今後、こうした市民講師（教育サポーター）の養成を進めていきます。

②施設ボランティアなどの養成

市民の生涯学習の成果の活用が図られ、周囲の市民の生涯学習を支える生涯学習・社会教育施設ボランティアの養成を今後積極的に進めていきます。また、施設ボランティアを対象とした研修機会の充実を図ります。同時に、生涯学習・社会教育施設職員の施設ボランティア受け入れ態勢を整え、施設ボランティアが活躍できる環境づくりに努めます。

③生涯学習の成果を地域づくり・まちづくりに生かすコーディネーターの育成

生涯学習・社会教育施設は、市民の生涯学習の成果をボランティア活動、NPO・市民活動、地域団体活動などに生かし、地域づくり・まちづくりにつなげていくコーディネート機能を、積極的に果たしていく必要があります。

そのため、施設職員はより一層の資質・能力の向上に努める一方、市民講

師（教育サポーター）や自らの生涯学習の成果を地域に還元していこうとする意欲を持った市民をコーディネーターとして育成します。

④個人、ボランティア団体、NPO・市民活動団体、地域団体（自治会、各種団体等）などの情報交換・交流の場の創出

それぞれの地域で、生涯学習を地域づくり・まちづくりにつなげようとしている個人、ボランティア団体、NPO・市民活動団体、地域団体などが、お互いのノウハウや情報を交換し共有することで、それぞれの活動内容がさらに充実していくことが期待できます。そのために、各施設で活動しているコーディネーターや職員が媒介役となり、個人や種々の団体が交流する場を生涯学習・社会教育施設に創出します。

⑤生涯学習を地域づくり・まちづくりに生かす中間支援機能の充実

個人や各種の団体が生涯学習の成果を地域づくり・まちづくりに生かす活動を進める中で、様々な問題や課題が生まれます。このような問題や課題を解決し、地域づくり・まちづくり活動をさらに進めていくためには、個人や各種の団体にノウハウや情報を提供し、アドバイスを与え、問題や課題を解決するための学習の機会を提供する中間支援組織の機能の充実に努めます。

⑥ボランティア活動、NPO・市民活動などの認証・評価の推進

ボランティア活動、NPO・市民活動などが社会的に評価されることは、活動を行っている人々の励みとなり、さらに活動の広がりや深まりが期待できます。そのため、岐阜市市民参画賞などの顕彰制度や生涯学習・ボランティアフェスティバルなどでの活動発表機会の充実、さらには市民活動支援事業の拡充を進め、「生涯学習によるまちづくり」活動の認証・評価を推進します。

【2】 個人のキャリア開発に関する学習の支援

本市では、雇用促進のための「再就職準備のための講座」を開設する一方、起業家を育てるためのプログラム開発を目的にしたIT人材育成研修を実施しています。また、図書館においてもビジネス支援セミナーを開催しています。このような個人のキャリア開発の取り組みについても、各担当部局と連携して学習機会の拡充を図っていきます。

①個人のキャリア開発に関する学習の支援

雇用就業状況の変化に伴う個人のキャリア開発を支援する講座等の取り組みについて、国・県の関係機関、大学、民間教育事業者、商工団体等と連携して、学習・教育機会のより一層の拡充に努めます。

【3】生涯学習による自らの健康・生きがいつくりの支援

地域で、趣味やスポーツの活動、文化・芸術活動など「個人の需要を充足する生涯学習」を今後もより一層盛んにすることで、市民の間に連帯感や「きずな」が生まれ、地域型コミュニティ及び目的型コミュニティが形成されることが期待されます。また今日、団塊の世代の地域での「居場所づくり」や中高年齢者の「健康・生きがいつくり」の重要性が叫ばれています。

今後も、市民による「個人の需要を充足する生涯学習」である健康・生きがいつくりの支援を進めていきます。

①生涯学習・社会教育施設のクラブ・サークルの活動支援

コミュニティセンターや公民館など各施設を活動の場としているクラブ・サークルに、日頃の学習や活動の成果を発表する場を提供するとともに、それぞれのクラブ・サークルが新しい会員を募集するための「オープン・サークル」（サークルの体験会）を実施し、クラブ・サークル活動を支援します。また、クラブ・サークル員が、活動で得られた知識・技能を地域の人々に広め、新たなクラブ・サークル活動の促進を図ります。

②クラブ・サークル活動の社会還元への支援

クラブ・サークルの活動を学校の「総合的な学習の時間」やクラブ活動、部活動で披露・指導し、児童・生徒と地域の人々の交流を図ったり、放課後子どもプラン事業のチャイルド・コミュニティに活用するなど、クラブ・サークルの学習や活動の成果が学校教育や学校外活動に還元されることを支援します。

③中高年齢者の地域参加と生きがいつくりの支援

中高年齢者のこれまでの人生で積み上げられてきた知識・技能を生かして、地域活動に参画できる居場所づくり事業を展開し、生きがいをもって暮らすことのできる仕組みを構築していきます。

(3) 「生涯学習によるまちづくり」を進めるための施設の体系化

本市では、市域やその周辺の住民を対象に機能を果たしている生涯学習・女性センター、市民会館・文化センター、図書館、歴史博物館、科学館、ドリームシアター岐阜、中央青少年会館、少年自然の家等の施設のほかに、8つのブロックごとに設置され、市民のグループ・サークル活動の拠点となっているコミュニティセンター、50の地区ごとに設置され、社会教育事業、地域団体及びグループ・サークル活動の拠点となっている公民館があります。こうした市域全体、地域（ブロック）、地区を利用圏域として想定している各生涯学習・社会教育施設のあり方の見直しを進め、

その相互の役割分担を明確にして、各施設の体系化を進めていく必要があります。

特に、生涯学習拠点施設としての生涯学習センターが、「生涯学習によるまちづくり」のための人材養成などの機能をより一層強化していく必要があります。また、市民交流施設としてのコミュニティセンターは、グループ・サークル等に対する貸し館機能が中心となっており、これまで講座の開催等はあまりみられませんでした。しかし、今後は地域（ブロック）の「生涯学習によるまちづくり」の拠点施設として、市民講師（教育サポーター）やコーディネーターの活用を図りながら、現代的課題にかかわる講座を開設するなど生涯学習事業を展開していく必要があります。

他方、公民館は、地区の社会教育事業・活動の拠点としての性格を一層強化し、現代的課題にかかわる学習・教育機会、地域づくり・まちづくりにかかわる学習・教育機会を充実することで、「生涯学習によるまちづくり」の活動を実践するきっかけが得られる場となっていくことが求められます。そのことによって、学習成果を生かす場が広がり、生涯学習を行う市民に達成感や充実感が生まれ、これまで行われてきた公民館講座等の社会教育事業のさらなる活性化が期待できます。

生涯学習センター、コミュニティセンター、公民館のネットワーク化を柱に、それぞれのライフステージにおける学習の支援を目的に設置されている施設を含めて、市民がいつでも、どこでも学ぶことができ、その成果を生かすことができる施設の体系化を進めます。同時に各種の施設において市民の生涯学習の成果が活用されていく仕組みを整えます。

【基本施策】

【1】 地域づくり・まちづくりを進める生涯学習・社会教育施設の役割と関連施設の生涯学習機能の充実

本市には、図書館、歴史博物館、市民会館・文化センター、科学館、ドリームシアター岐阜、中央青少年会館、少年自然の家等、市域やその周辺の住民を対象に、それぞれの設置目的に応じた機能を果たしている生涯学習・社会教育施設があります。これらの施設が「生涯学習によるまちづくり」を推進していくという観点から、市民による地域づくり・まちづくりを支援する事業をそれぞれの施設の特徴を生かしながら積極的に実施し、役割を果たしていきます。また、本市には、老人福祉センターや児童館・児童センターが各地域に設置され、高齢者や児童の福祉増進に努めるとともに、講座の開催やグループ・サークル活動の育成など生涯学習関連施設としての機能を果たしています。こうした関連施設の生涯学習機能の充実に努めます。

①図書館の特徴を生かした、地域づくり・まちづくり資料の系統的・体系的な提供

図書館では、ハートフルスクエアG内の分館に「ファッションライブラリー」を設置し、ファッション産業の振興の一翼を担ってきました。今後も、地域づくり・まちづくりを進める市民が、その活動にかかわる情報を系統的に参照したり、収集することができるコンテンツを整備し、地域の課題に応じた資料を提供していきます。

②歴史博物館の専門性を生かした地域づくり・まちづくりの援助

市民が地域の歴史を学習していく過程で自らの地域に愛着がわき、地域づくり・まちづくりのきっかけになることがあります。専門性の高い岐阜市歴史博物館が、歴史的遺産を生かしながら進められる市民の地域づくり・まちづくり活動の取り組みに積極的に関わっていくことが期待されます。

③市民会館・文化センターを拠点に進められている「芸術文化による地域活性化」施策との連携

芸術・文化振興施策の一環として進められている「芸術文化による地域の活性化」（「文化によるまちづくり」施策）と生涯学習振興施策の連携を強め、幅広い市民が芸術文化活動に参加する機会をつくります。そうした連携の中で、芸術文化活動に関わる情報をコミュニティセンターや公民館等に広げていきます。

④青少年施設における体験活動の充実

今日、次代を担う青少年をめぐる問題は深刻な状況にあります。本市では、従来から青少年の健全育成に力を入れ、青少年会館を5館設置し、その他青少年の野外活動、文化活動を支援する少年自然の家、ドリームシアター岐阜を設置しています。

今後も地域と学校との連携を図るほか、青少年のためのボランティア講座など学校・地域と青少年をつなぐ事業を実施し、青少年が地域で生き生きと育っていく環境整備を行います。

⑤スポーツ施設の健康づくり機能の向上

本市では、市民体育館、屋外運動場などのスポーツ施設を整備し、市民のスポーツの充実に努めています。特に市民体育館では、スポーツやレクリエーションの講座が実施されています。市民がスポーツをすることによって自らの楽しみを見つけるとともに、仲間が増え喜びを共有することによって生きがいを見出すことができます。

さらに、総合型地域スポーツクラブの育成を図ることによって、異世代の交流が進み地域の連帯感が醸成されます。このような生涯スポーツを通じて市民の健康づくりや体力の向上を支援していきます。

⑥老人福祉センター・障害者福祉センター、児童館・児童センターなど福祉施設の生涯学習機能の充実

老人福祉センターの講座やグループ・サークル活動の充実を図るとともに、児童館・児童センターにおいて子育て支援サークルの活用を進め、福祉施設の生涯学習機能の充実を図ります。

【2】生涯学習センター、コミュニティセンター、公民館のネットワーク化の推進

本市には、全市的な生涯学習拠点施設の役割を果たしている生涯学習センター、8つのブロック（地域）に設置されて市民のグループ・サークル活動等の場を提供する市民交流施設の役割を果たしているコミュニティセンター、50の地区ごとに社会教育事業を行うことで社会教育施設の役割を果たすとともに、地域団体やグループ・サークルに活動の場を提供し、市民交流施設としての役割も果たしている公民館があります。これらの施設は、設置目的や期待される役割に違いを持っていますが、相互の協力・連携が十分とは言えない現状の中で、問題や課題も生まれてきています。

今後はこれらの施設の役割を見直すとともにネットワーク化を図り、それぞれの施設の生涯学習機能の向上に努めていきます。

①生涯学習センターの生涯学習拠点施設としての機能の向上

現在、生涯学習センターは、ハートフルレクチャー等の多彩な講座を開催するだけでなく、「生涯学習・ボランティア相談コーナー」を設置して、生涯学習情報の提供と学習相談にかかわる事業を行い、本市の生涯学習拠点施設としての役割を果たしています。こうしたこれまでの実績の上に、今後はコミュニティセンターや公民館との協力・連携によってブロック（地域）や地区の情報の収集及び市域全体をカバーした生涯学習情報の提供を行うよう努め、全市の生涯学習拠点施設としての機能を向上させます。

②生涯学習センターにおける現代的課題の解決や地域づくり・まちづくりに向けた講座の開催

生涯学習センターのハートフルレクチャー等の講座は、様々な現代的課題を取り上げて、市民がそれらの課題を考えるきっかけとなることを期待して、これまで開催されてきました。こうした講座に加え、現代的課題をより深く系統的に考え、その課題にすでに取り組んでいる人々との交流を通じて解決

の糸口を見いだすことのできる、より高度で専門的な講座を開催していきます。

③生涯学習センターにおける市民講師（教育サポーター）やコーディネーターの養成

生涯学習センターにおいては、生涯学習・社会教育施設、生涯学習関連施設、学校教育・学校外活動の場等で自らの生涯学習の成果を市民に伝える指導者として活躍できる市民講師（教育サポーター）の養成を行います。また、生涯学習・社会教育施設や生涯学習関連施設で生涯学習の成果を地域づくり・まちづくりに生かしていこうとする市民を支援するコーディネーターの養成を行います。生涯学習センターはこうしたボランティア指導者を養成し、コミュニティセンターや公民館に紹介して活動の場を提供します。

④コミュニティセンターの生涯学習施設としての機能の充実

コミュニティセンターは、グループ・サークルを結成して生涯学習を行う市民に活動の場を提供することで、市民交流施設だけでなく生涯学習施設としての性格を持っています。今後も、市民交流施設であるとともに生涯学習施設としての機能を持ち続けることが必要です。特に、市民講師（教育サポーター）やコーディネーターといったボランティア指導者を活用しながら、市民が各種のグループ・サークルを結成する契機となる講座等を実施して、生涯学習施設としての機能の充実を図ります。

⑤コミュニティセンターの地域づくり・まちづくり拠点施設としての機能の充実

コミュニティセンターが今後、「現代的課題」に対応する学習機会を積極的に設けて生涯学習施設としての機能を充実させることにより、「生涯学習によるまちづくり」の役割を担っていくようになることが期待できます。

地域の課題や問題の解決には、地区が互いに連携して学びを深め解決の方策を求めていく方が効果的な場合が多くあります。コミュニティセンターは、その範囲で進められている地域づくり・まちづくり活動の情報を把握し、地区の連携が必要な場合は、その課題解決に向けた活動を積極的に支援します。同時に地域団体を中心にブロック（地域）の範囲で進められている地域づくり・まちづくりの拠点施設としての役割を果たしていきます。

⑥市民の芸術文化活動や地域文化の継承・保存拠点としてのコミュニティセンター・公民館

コミュニティセンターや公民館が、今後生涯学習・社会教育施設としての機能を強化することで、市民に身近な芸術・文化活動を促進する拠点施設となることが期待されます。また、伝統的な地域文化を継承・保存するだけで

なく、岐阜市らしい新たな地域文化を創造する拠点施設となることも期待されています。

これらの芸術・文化活動や地域文化の継承・保存活動を、地域づくり・まちづくりの観点から再評価し、コミュニティセンターや公民館がそれらの活動拠点となるよう努めます。

⑦地域住民に身近な施設としての公民館の機能の充実

市内50の地区に設置されている公民館は、地域住民に身近な施設としてこれまで親しまれてきました。地域住民の需要・要望に応じて気軽に参加することのできる学習・教育の場である公民館の利点を生かしていくとともに、小学校の敷地内に設置された施設が多いという特性を活用し、学校教育や学校外活動の場との協力・連携を強めていくことで、社会教育施設としての機能を向上させることが期待されます。

⑧公民館における市民講師（教育サポーター）、コーディネーターの活用

これまで公民館ではグループ・サークル活動や公民館講座の指導者が固定化される傾向がありました。そうした現状を踏まえ、生涯学習センターで養成された市民講師（教育サポーター）、コーディネーターを活用し、公民館におけるグループ・サークル活動や公民館講座の活性化を図ります。

⑨地域づくり・まちづくりの拠点施設としての公民館

公民館は、市民の最も身近な施設として知られ多くの人々に利用されてきました。このように市民の認知度の高い公民館は、地縁を前提に活動する地域団体を中心とした「地域型コミュニティ」の活性化を図る拠点施設となる必要があります。同時にグループ・サークル等の社会教育関係団体はもちろん、ボランティア団体、NPO・市民活動団体等、特定のテーマの下に有志の市民が自発的に集まって活動する団体を中心とした「目的型コミュニティ」との連携を強めていく必要があります。

公民館は今後、「生涯学習によるまちづくり」を担っていく様々な個人や団体が融合した「多元参加型コミュニティ」の拠点施設になっていくこと、とりわけ地域づくり・まちづくりの拠点施設になっていくことが必要です。

⑩生涯学習・社会教育施設のネットワーク化の推進

上記のような施策を展開することで、生涯学習センター、コミュニティセンター、公民館のネットワーク化を推進していきます。このようなネットワーク化を実現する上で最も重要なことは、市民及び市民講師（教育サポーター）やコーディネーターがそれぞれの学習目的や活動目的に応じて、自由に3つの施設を循環できる柔軟な仕組みを整えていくことです。また、各施設の職員の人的交流も進めます。

4 その他の課題

(1) 総合行政として生涯学習振興施策を進めるための関係機関の連携

本市の生涯学習振興施策は、平成2年度以来、教育委員会社会教育課が担当していましたが、平成5年7月から、総合行政の観点に立って市長部局が担当して進められ、現在では市民参画部生涯学習室が担っています。他方、教育委員会では社会教育室、青少年教育室が社会教育振興を担っています。生涯学習振興施策と社会教育振興施策という重なり合う部分の多い施策が、市長部局と教育委員会で分かれて担われているのです。

それは、社会教育振興行政が社会教育法、生涯学習振興行政が生涯学習振興法（生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律）を根拠に進められてきたことから基本的に生じています。

とりわけ、公民館、図書館、歴史博物館、科学館等の社会教育施設が教育委員会所管の施設として管理・運営されるべきことが社会教育法等の法令に規定され、社会教育施設を中心に進められている社会教育振興施策は、教育委員会の所管とされてきました。

一方で、生涯学習振興施策が市長部局の所管事務とされている最大の理由は、教育行政の枠を超えた全庁的な総合行政の観点から生涯学習振興施策を進めるのが最も効果的だとされたからにほかなりません。例えば、各部局が所管する諸施設で開催されていた講座を、所管の違いを超えてライフステージ別に体系化して提供しようとする生涯学習「長良川大学」が、平成8年度に開設されました。また、庁内各部局の職員が市民の要望に基づいて講師になり、市民のもとに出かけて行政的課題等を中心にした講座を開催する「出前講座」が開催されています。平成11年度からは自らの体験や技術、知識を広めたいという意欲のある市民が自主的に講師になって講座を開講していく市民自主講座が開設され、様々な分野の講座が生涯学習センター、コミュニティセンター、ドリームシアター岐阜、公民館など、施設の所管の違いを超えて開催されています。

今日、特定の社会課題解決という目的のもとに、有志が集まって形成される「目的型コミュニティ」の活動が数多く見られるようになりました。また、個人や地域での課題を解決する学習のニーズも多種多様となっています。このような社会の変化に対応していくためには、生涯学習振興施策は教育委員会をはじめとする各部局ごとの事業に横軸をとるような形の総合行政として進めていかななくてはなりません。教育行政・社会教育行政の枠組みからだけでは、市民の多様な学習の需要・要望や必要に応えることはできず、全庁的な総合行政として推進する必要があります。

従って、今後は生涯学習振興行政と社会教育振興行政が市長部局と教育委員会で並行している短所を改善しながら、市長部局が生涯学習振興施策を担っていくこと

の長所を最大限に生かしていくことが求められます。

「岐阜市住民自治基本条例」（平成19年4月施行）において、市の責務として「市民のまちづくりに関する意識の啓発を行うとともに、生涯学習機会の充実に努めること。」とされていることを考慮すれば、市民参画部に置かれた生涯学習室が「協働のまちづくり」事業との連携を図りつつ、「生涯学習によるまちづくり」の観点から、生涯学習振興施策を積極的に進めていかなければなりません。これからの生涯学習振興行政は、総合的かつ継続的に協働のまちづくりを推進していくために市内に設置され市民参画部が担当している「市民との協働推進本部」を通じて、総合行政として推進していきます。

【基本施策】

①生涯学習振興行政と社会教育振興行政の連携

市長部局が中心となり企画・立案した第2次生涯学習基本計画と教育委員会において企画・立案した教育基本方針との調整を図り、市長部局による生涯学習振興行政と教育委員会による社会教育行政の連携をより強固にします。

②各部所管の生涯学習・社会教育施設間の連携

生涯学習センター、コミュニティセンターなどの市長部局の所管施設と、公民館、青少年会館、市民体育館など教育委員会所管施設について、設置目的の違いを明確にするとともに、各施設間の連携を緊密化して相互補完的に生涯学習・社会教育振興の役割を遂行していくことのできる体制を築きます。

③「生涯学習によるまちづくり」の総合行政としての推進

現代的課題についての学習機会を市民に提供できるよう、生涯学習による地域づくり・まちづくりと関連が深い各部局の施策テーマを十分に把握し、系統的な学習プログラムを開発していきます。また、各部局の施策テーマを、各室に置かれている生涯学習推進主任を通して積極的に「出前講座」のメニュー化するように働きかけます。

④老人福祉センターや児童館・児童センターとの連携の強化

高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進するため、また、放課後子どもプラン事業や子育て・子育て支援施策を推進するため、老人福祉センターや児童館・児童センターを所管している市民福祉部局と市民参画部、教育委員会の連携を一層強めます。

その中で、生涯学習センター等で養成された市民講師（教育サポーター）やコーディネーターが、生涯学習・社会教育施設だけでなく老人福祉センターや児童館・児童センター等でも活動できるよう、福祉施設と生涯学習・社会教育施設の間の人材交流を進めます。

(2) 民間教育事業者との役割分担と連携

平成2年の中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」において、民間教育事業者の自主性を尊重しながらも、必要に応じて国及び地方公共団体が間接的に支援を行うことが望ましいとされ、さらに同年に制定された「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」において、都道府県は「社会教育に係る学習（体育に係るものを含む）及び文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の多様な機会の総合的提供を民間事業者の能力を活用しつつ行うことに関する基本的な構想を作成することができる」とされて以来、本市でも生涯学習振興行政と民間教育事業者との関係をいかに定めていくかという点で模索がなされてきました。

民間教育事業者には、カルチャーセンター、外国語学校、スイミングクラブ、フィットネスクラブ、社会通信教育事業者等の一定規模を備えた事業者と、茶道・華道やピアノなどを教授する個人事業者があり、市民一人ひとりの学習や活動に対する需要（デマンド）や要望に応じた学習・教育機会の提供を活発に行っており、こうした民間教育事業者の事業の発展は、市民の生涯学習の環境整備の観点からすれば望ましいことだといえます。本市の場合、中心市街地にカルチャーセンターが立地し、中心市街地の「にぎわい」の創出に貢献していることからすれば、民間教育事業者の事業の発展は歓迎されるべきものです。

しかし、民間教育事業者と生涯学習・社会教育振興行政が提供する学習・教育機会に明確な役割分担がないまま、民間教育事業者と行政が学習者の獲得をめぐる競争関係に置かれるという事態は、避けなければなりません。行政が提供する学習・教育機会は無料または低廉なものが多く、民間教育事業者の事業を圧迫する可能性があります。

そこで、学習・教育機会の提供について、民間教育事業者と行政の役割分担を明確にしていく必要があります。すなわち、これまで本市が行ってきたように、市民の需要・要望が強くなり、事業として採算ベースに合うものについては民間教育事業者に委ね、生涯学習・社会教育振興行政は現代的課題についての学習機会や地域づくり・まちづくりにかかわる学習・教育機会の提供に重点を置いていきます。また、障がいのある方に配慮をするなどして、講座等を積極的に提供していきます。市民が望ましい生活を実現していくために「必要（ニーズ）」だと考えられる学習・教育内容の提供に、行政の役割は特化させていきます。

もちろん、民間教育事業者の多くの事業が中心市街地において展開されている現状を考慮するならば、公民館やコミュニティセンターといった市民に身近な施設において、市民の需要・要望に応えた学習・教育機会を提供していくことは今後も必要です。しかし、民間教育事業者と行政が生涯学習・社会教育の振興にかかわる役割分担を明確にして、両者が競合する関係にならないことが何よりも重要です。そうした役割分担を明確にした上で、市民の生涯学習・社会教育の振興にとって有益

であれば、民間と行政の壁を乗り越え、積極的に連携を進めます。その場合、特定の民間教育事業者を優遇し便宜を図ることで、その事業者に利益を与えて営業を助けることにならないように、今後、一定のルールを定めていく必要があります。

【基本施策】

①生涯学習・社会教育行政と民間教育事業者との定期的な情報交換

民間教育事業者が実施している生涯学習機会の情報を収集して市民に提供するために、また、民間教育事業者の講座等で学んだ市民が市民講師（教育サポーター）として周囲の市民や青少年に学習の成果を伝えていけるようにするために、行政と民間教育事業者の定期的な情報交換の機会を設けます。

②民間教育事業者の生涯学習機会情報の市民への提供

一定の条件・要件を満たしているものについては、民間教育事業者が提供している学習・教育機会の情報についても、生涯学習・社会教育施設の生涯学習情報コーナーにパンフレットを置くなどの手段によって、市民に積極的に提供していきます。

また、市のホームページによる生涯学習情報提供の中で、民間教育事業者の生涯学習機会情報を提供する可能性を検討します。

③生涯学習・社会教育施設と民間教育事業者の間の施設の相互利用の可能性の検討

行政と民間教育事業者の情報交換・協議によって、互いに保有している、特別な施設・設備を利用し合うことが有意義だと確認された場合、施設・設備を相互利用できるようにします。

④民間教育事業者の講座で学んだ市民の学習成果の活用

行政等が実施する市民講師養成講座（教育サポーター養成講座）の情報や市民自主講座の情報をカルチャーセンター等の民間教育事業者に提供し、民間教育事業者の講座で学んだ市民が、市民講師（教育サポーター）として生涯学習・社会教育施設で活躍できるようにします。

⑤企業との連携による学習・教育機会の拡充

企業が社会貢献活動（CSR：Corporate Social Responsibility）の一環として実施している一般市民向けの講座やイベントの情報提供を進めることを検討します。同時に市民の実際生活に即した生涯学習機会の充実を図る観点から、現在生涯学習センターで開催されている企業との連携による講座を、その他の生涯学習・社会教育施設においても開催していくことを検討します。

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現による生涯学習の振興

平成18年度アンケート調査では「あなたが生涯学習に取り組もうとする際、どのようなことが妨げになっていますか。」という趣旨の設問を設定し、生涯学習の阻害要因を尋ねました。その結果、「仕事や家事が忙しくて時間がとれない」と回答した方が47.79%（複数回答可）と一番多く、その傾向は20歳代から40歳代までが特に顕著でした（20歳代64.71%、30歳代76.26%、40歳代72.11%、複数回答可）。市民が仕事や家事に従事しながら、講座を受講したり、ボランティア活動や地域づくり・まちづくりの活動を積極的に行うために、仕事と家庭生活・地域生活など様々な活動を、自らの希望するようなバランスで展開できる、「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）を実現するため、意識啓発や環境づくりを行っていきます。



ハートフルスクエア G

4 おわりに ～協働のまちづくりに向けて～

本市では、平成8年度に生涯学習基本計画「市民生きがいプラン」を策定して以来、生涯学習「長良川大学」の開設、市民自主講座の開講、生涯学習拠点施設ハートフルスクエアGの開館など、生涯学習の環境整備を進めてきました。

平成18年度に実施した「岐阜市民の『生涯学習』を進めるためのアンケート調査」では、現在なんらかの生涯学習に取り組んでいると回答した市民は57.53%にのぼり、市民の間で生涯学習が活発に行われ、着実に生涯学習は浸透しつつあることがわかりました。とはいえ、現在、市民が取り組んでいる生涯学習の領域は「趣味や芸術」「健康・スポーツ」といった「個人の需要を充足する生涯学習」が中心であり、「情報化社会に対応するための知識・技能」、「国際交流・国際理解」といった、「現代的課題の解決を目指した生涯学習」への取り組みは、現状においてはまだ弱いということもこの調査でわかりました。

ところが、今後どのような領域について生涯学習に取り組む必要があると考えているかを尋ねると、「個人の需要を充足する生涯学習」については、現在取り組んでいると回答した市民の割合が今後取り組む必要があると考えている割合とさほど違いはなかったのに対して、「現代的課題の解決を目指した生涯学習」といわれる領域の学習や活動については、現在取り組んでいるとする回答の割合よりも、今後取り組む必要があるとする回答の割合の方が大幅に上回っているのです。このような平成18年度に実施された市民アンケート調査の結果は、生涯学習基本構想及び第2次生涯学習基本計画の修正や策定に、大きな示唆を与えるものでした。

生涯学習は、学習することによって「現代的課題」を解決する活動であるという一面を持っています。近年の急激な社会情勢の変化により多くの課題が生まれ、生涯学習を通じた解決策が模索されています。

こうした、「現代的課題」にかかわる学習・教育機会を生涯学習振興行政が積極的に提供していくことで、その解決を目指した具体的な実践活動に取り組む市民が増えていきます。同時に、そうした具体的な実践活動の中で新たな課題や問題に直面した市民が、それを解決する手がかりを求めて学習・教育機会に立ち返って学習を深め、再度、実践活動に戻っていきます。このような「現代的課題」をめぐる学習と実践活動の循環が地域において確立されることで、市民主体の多種多様な地域づくり・まちづくりの動きが本市に定着します。その意味で、「現代的課題」にかかわる学習・教育機会を生涯学習振興施策として市民に提供していくことが、「生涯学習によるまちづくり」さらには「市民と行政の協働のまちづくり」の第一歩となるの

です。

今回、第2次岐阜市生涯学習基本計画策定においては、市民の間で生涯学習に積極的に取り組んでいくライフスタイルが定着したことを前提として、なお定着したとはいえない生涯学習の成果を社会に生かしていくという「新しい公共」の観点に立った市民の生涯学習のライフスタイルの確立を目指しています。平成18年度の調査においても、生涯学習の成果の生かし方として「健康づくりや体力づくりに役立てる」などとした回答が多く、「ボランティア活動・NPO活動や地域活動に役立てる」とする回答はあまり高くありませんでした。

今日、種々の課題が山積している現代社会の現状からすれば、市民が生涯学習の成果を地域や社会に生かしていく仕組みの整備が必要です。市民一人ひとりが学習したことを地域や社会に生かすことによって、市民一人ひとりが地域や社会とつながっていきます。また、市民がそれぞれの学びを生かす活動によって、市民同士が支え合い協力し合う市民と市民との協働（市民相互の協働）が生まれていきます。また、市民と行政がそれぞれ果たすべき役割を認める中でお互いが学び合い、地域や社会の課題、言い換えれば「現代的課題」の解決を図ることができます。このような市民相互の協働、市民と行政との協働が活発に行われ、市民が主役となった地域づくり・まちづくりが定着するため、生涯学習の環境整備をさらに進めていく必要があります。

本市では、公民館、コミュニティセンター、生涯学習・女性センター等の生涯学習・社会教育施設が設置され、生涯学習の基盤整備が進んでいます。今後、「生涯学習のためのまちづくり」から「生涯学習によるまちづくり」への転換を図り、市民の主体的参加による地域づくり・まちづくりの動きが、全市にわたって盛り上がるのが求められています。そして、そうした生涯学習の成果を地域づくり・まちづくりに生かしていこうとする動きが市民のライフスタイルとして定着したとき、生涯学習社会が実現するのだといえるでしょう。生涯学習振興施策は「市民と行政の協働のまちづくり」の指針として位置づけられる必要があります。生涯学習基本構想及び策定された第2次生涯学習基本計画が、これからの本市の「協働のまちづくり」に役立てられ、生涯学習社会実現の道筋を示すものとなることを願っています。

資 料

資 料 目 次

(1) 第2次岐阜市生涯学習基本計画のキーワード	32
(2) 第2次岐阜市生涯学習基本計画体系図	38
(3) 第2次岐阜市生涯学習基本計画策定の経緯	40
(4) 岐阜市の生涯学習推進の経緯（平成8年度～）	44
(5) 岐阜市民生涯学習推進協議会委員名簿	46
(6) 岐阜市民生涯学習推進協議会設置要綱	47

(1) 第2次岐阜市生涯学習基本計画のキーワード

【「生涯学習のためのまちづくり」から「生涯学習によるまちづくり」へ】

これまでの生涯学習振興施策の基本は、行政の各部局が連携しながら、まち全体で生涯学習に取り組む体制を整備していこうとする、「生涯学習のためのまちづくり」でした。

今後の生涯学習振興施策の基本は、市民一人ひとりが様々な学習の成果を生かすことによって地域づくり・まちづくりを積極的に進めていく、市民と行政の協働に基づいた「生涯学習によるまちづくり」への転換が必要です。

【生涯学習基本計画「市民生きがいプラン」】

平成5年度策定された「岐阜市生涯学習基本構想」をさらに具現化した「岐阜市生涯学習基本計画 市民生きがいプラン」が平成8年度に策定されました。この計画は、基本構想に示された生涯学習推進の5つの基本方針をもとに、36の具体的な施策から成り立っています。

【団塊世代のための市民講師養成講座】

これまで培ってきた知識、経験、技術等を、講師として公民館やコミュニティセンター等で市民に広げたいと希望している団塊の世代(昭和22年～昭和24年生まれ)を中心に開設された市民講師養成講座です。生涯学習センター主催で、平成19年度から開設されました。平成19年度59人が受講し36人が修了しました。

【指定管理者制度】

平成15年地方自治法の一部の改正に伴い、それまで公共的団体（農協、自治会等）、地方公共団体の出資法人などに限定されていた公の施設の管理を、民間法人・NPO法人等に委ねることができるという制度をいいます。(地方自治法第244条の2第3項)

【岐阜市協働のまちづくり指針】

「岐阜市協働のまちづくり指針」では、「住民一人ひとりが地域で学習し、学習したことを地域のまちづくりに活かすことのできる、そんな環境を地域に育てていくことが必要です。また、住民がライフステージにあわせ、地域活動に参画できる環境が求められます。例えば、退職後の地域へのソフトランディングの仕組みは、地域に戻ったとき、社会参画の手立てが見つからない人のために、重要な取り組みです。意識を行動に結び付けられるように、一人ひとりが活動や学習のきっかけを見つけることのできる仕組みを協働して築いていくことが必要です。」と述べています。

【岐阜市住民自治基本条例】

「市民はまちづくりの主権者である」ことを基本理念として、平成19年4月に施行された条例です。この条例の8条では、「市民にまちづくりに関する意識の啓発を行うとともに、生涯学習機会の充実に努めること。」が市の責務とされています。

【生涯学習社会】

平成2年度中央教育審議会の答申では、

- 「①生涯学習は、生活の向上、職業上の能力の向上や自己の充実をめざし、各人が自発的意志に基づいて行うことを基本とするものであること。
②生涯学習は、必要に応じ、可能な限り自己に適した方法を自ら選びながら生涯を通じて行うものであること。
③生涯学習は、学校や社会の中で意図的組織的な学習活動として行われるだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動の中でも行われるものであること。」

と述べています。

また、平成11年生涯学習審議会答申では、学歴偏重社会のイメージが残っていることを指摘しながら、「自分にあった多様な生き方が可能であり、個人の特性を生かしながら、職業を得、日常生活において自分を生かす多様な生き方があること、それを見つけてチャレンジすることこそ、幸福につながるものだということを、目に見える形で示す必要がある。」とされ、生涯学習によって得た学習成果を個人のキャリア開発、ボランティア活動、地域社会の発展等に活用して社会に積極的に参画することが可能になる社会的なシステムが形成されることが必要であると述べています。

このようなことを踏まえ、生涯学習社会とは、本文にあるように「生涯のいつでも自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が社会において適切に評価される社会」と捉えています。

【現代的課題】

科学技術の高度化・情報化や高齢社会の進展により、地球環境の保全、国際理解等の世界的な課題をはじめ、高齢社会への対応、男女共同参画社会の形成等、人々が社会生活を営む上で、理解し、取り組むことが望まれる課題が増大しています。現代的課題とは、このような社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営むために、人々が学習する必要のある課題のことです。

本計画で記載されている「現代的課題」とは主に、健康問題、家庭や家族のあり方、地域の連帯、まちづくり、交通問題、高齢社会、男女共同参画社会、国際理解等、個人が今後の社会の中で生きていくために解決すべき社会的課題を指します。

【アンケート調査】

平成18年6月7日から7月5日まで岐阜市居住の20歳以上の成人2,000人を対象に「岐阜市民の『生涯学習』を進めるためのアンケート調査」を実施しました。回収率は50.23%でした。属性（性別、年齢、職業、居住地区）、生活満足度、「生涯学習」認知度、「生涯学習」のイメージ、生涯学習の情報源、現在取り組んでいる生涯学習の領域とその取り組み方・今後取り組む必要があると考える生涯学習の領域とその取り組み方、生涯学習の成果の生かし方、生涯学習の阻害要因、生涯学習施設・関連施設の利用及び認知状況、「長良川大学」の認知度、生涯学習の環境づくり、生涯学習と「まちづくり」、自由回答を調査項目としました。このようなアンケート調査は、生涯学習基本構想策定の際（平成5年度）及び生涯学習基本計画「市民生きがいプラン」策定の際（平成8年度）にも実施されています。

【地域団体】

地域団体とは、自治会及び老人クラブ、子ども会、青少年育成市民会議、消防団など地域における社会的な必要から組織された各種団体を指します。

【市民講師（教育サポーター）とコーディネーター】

市民講師（教育サポーター）とは、ボランティアという形で学習の成果を講師として市民に伝えていく方々をいいます。コーディネーターとは、生涯学習の成果をボランティア活動やNPO・市民活動、地域づくり・まちづくり活動等につなげていく方々をいいます。

【新しい公共】

平成16年の中央教育審議会生涯学習分科会「今後の生涯学習の振興方策について（審議経過の報告）」では、「新しい公共」について「個人やNPO等の団体が社会の形成に主体的に参画し、互いに支え合い、協力し合うという互惠の精神に基づく、新しい『公共』の観点に視点を向けることが必要である。」と述べています。

【総合的な学習の時間】

学習指導要領により、[生きる力]の育成を目指し、各学校が創意工夫を生かして、これまでの教科の枠を超えた学習などができる「総合的な学習の時間」が設定されています。

その概要は、「地域や学校、子どもたちの実態に応じ、学校が創意工夫を生かして特色ある教育活動が行える時間」「国際理解、情報、環境、福祉・健康など従来の教科をまたがるような課題に関する学習を行える時間」とされています。

【生涯学習センター、コミュニティセンター、公民館】

平成14年1月、生涯学習拠点施設「ハートフルスクエアG」内に生涯学習・女性センターが開館しました。同センターは岐阜市教育文化振興事業団が指定管理者として管理・運営を行い、各種の生涯学習事業を進めています。

昭和57年4月に市民交流施設として、東部コミュニティセンターが開館しました。その後、西部・北部・南部・日光・長森・市橋・北東部コミュニティセンターが開館しました。コミュニティセンターは各地域の運営委員会が指定管理者として管理・運営を行い、市民交流・生涯学習施設として位置づけられています。

公民館は、社会教育法第20条で定められた目的のもとに、直営で管理・運営されている社会教育施設です。本市では、50の地区に公民館が設置されています。第2次生涯学習基本計画では、コミュニティセンターの範囲を地域（ブロック）、公民館の範囲を地区と表現しました。また、生涯学習センター、コミュニティセンター、公民館の3つの施設を市民が目的に応じて学んだり活動できる環境を整備し、「いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができ、その成果が生かせる」ようにするためのネットワークづくりが必要としています。

【「地域型コミュニティ」、「目的型コミュニティ」、「多元参加型コミュニティ」】

「地域型コミュニティ」とは自治会、町内会といった地縁型団体の取り組みを核として、同じ生活圏域で居住する住民の間でつくられるコミュニティをいいます。「目的型コミュニティ」とは、市民活動団体を中心として必ずしも地理的な境界にとらわれず、特定のテーマの下に有志が集まって形成されるコミュニティをいいます。「多元参加型コミュニティ」とは地域的に区分されたコミュニティを基礎にしながら、従来の「地域型コミュニティ」と「目的型コミュニティ」が必要に応じて補完的に融合することで、多様な個人の参加や多くの団体が協働するコミュニティの形をいいます。

【生涯学習施設と社会教育施設】

平成5年度策定の生涯学習基本構想以来、本市の生涯学習振興行政は総合行政の観点に立って展開するために、家庭教育支援、学校教育、社会教育、職業能力開発、社会福祉、保健・医療等の相互に関連した各種の施策を、行政の部局の枠を超えて進めています。第2次生涯学習基本計画でも生涯学習施設の位置づけとして、生涯学習センター、コミュニティセンター、市民会館・文化センターはもちろん、社会教育施設である公民館・図書館・科学館・歴史博物館・青少年施設や市立小中学校・市立大学等の学校及び老人福祉センター、児童館・児童センター等を包括しています。

【生涯学習振興法（生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律）】

この法律は、「国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、生涯学習の振興を資するための都道府県の事業に関しその推進体制の整備その他の必要な事項を定め」とされ、都道府県における生涯学習の振興の方策について定めています（平成2年施行）。

なお、この法律において生涯学習の定義がなされていなかったことを踏まえ、平成18年に改正された教育基本法では、「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」（第3条）とされ、生涯学習の理念についての規定が新たに加えられています。

【社会教育法】

昭和24年に施行された社会教育法第1条では、この法律の目的として「教育基本法の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにする」とされ、第2条では社会教育とは「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。」とされています。

なお、社会教育について、昭和22年に施行された旧教育基本法においては、第7条で「勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。」及び「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。」と規定されていたのにとどまっていたましたが、平成18年度に改正された教育基本法第12条では、「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。」及び「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」とされ、社会教育についてより詳しい規定がなされています。

【民間教育事業者】

民間教育事業者とは、①住民を対象とする学級・講座等を開講するカルチャーセンター、外国語学校、スイミングクラブ、フィットネスクラブや社会通信教育事業者等、②茶道、華道やピアノなどを教授する個人事業者等をいいます。そのほか、国の報告（「教育行政機関と民間教育事業者との連携の促進について」（平成10年））

では、書店、楽器店、スポーツ用品店等の教育・文化・スポーツ等学習活動に関連する業務を主たる目的としている事業者、さらに、地域貢献や企業のイメージアップなどの理由で実施される教育・文化・スポーツ等学習に関連する事業・イベント等の取り組みを行う全ての事業者を含むとされています。

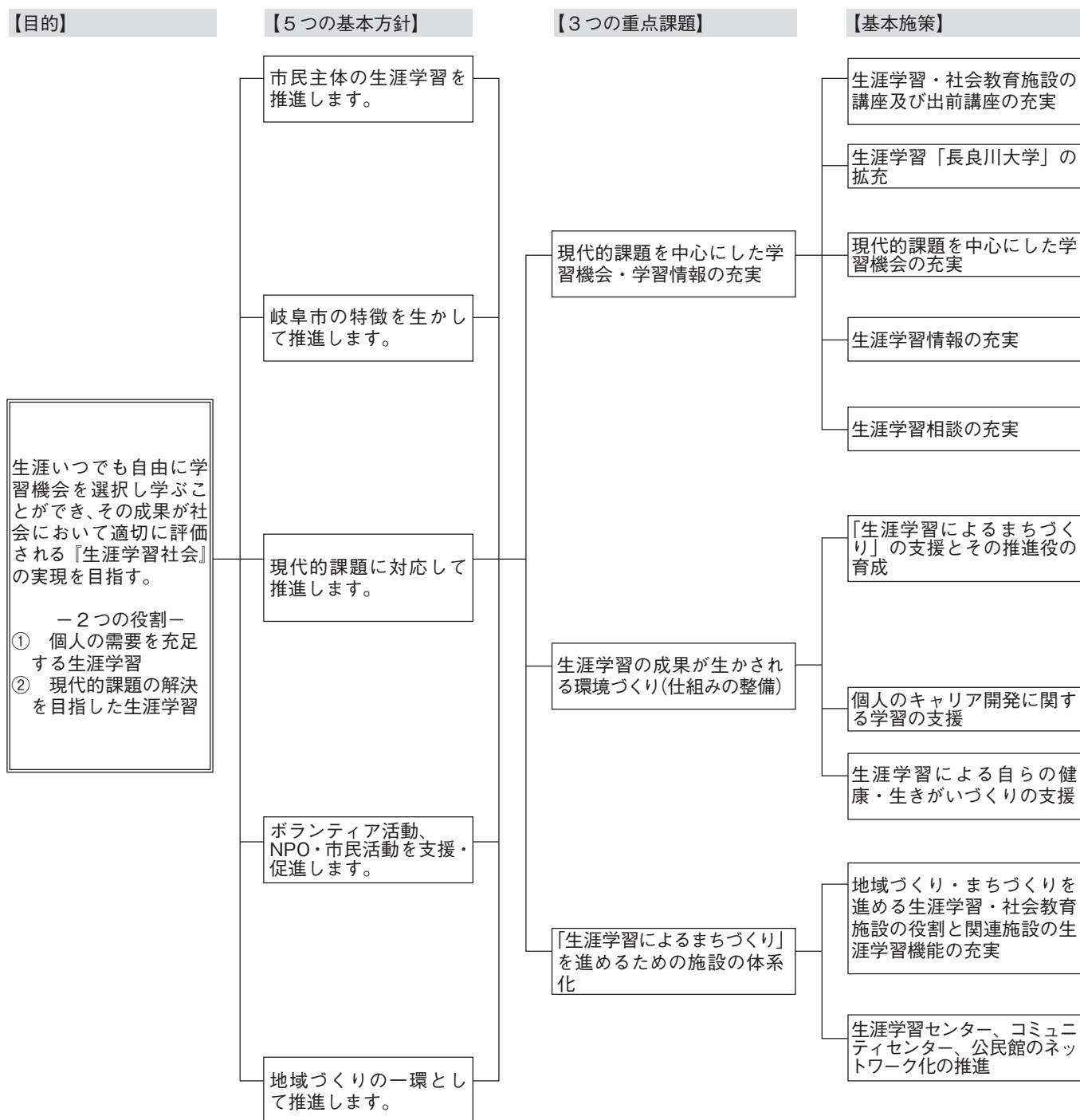
【ワーク・ライフ・バランス】

内閣府「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議・行政指針策定作業部会」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会とは、『国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会』である。」とされています。（平成19年12月）



(2) 第2次岐阜市生涯学習基本計画体系図

計画期間：2008年度（H20）～2017年度（H29）



【施策事業】

①生涯学習・社会教育施設におけるグループ・サークル活動の推進
②ボランティア団体、NPO・市民活動団体、地域団体（自治会・各種団体等）との連携による講座の充実
③出前講座の拡充

①生涯学習「長良川大学」ガイドブックの編集・発行形態の見直し
②全市共通の生涯学習分類の整理・見直し
③生涯学習「長良川大学」単位認証制度の拡充

①長良川大学「特定課題講座」の開講
②ボランティア団体、NPO・市民活動団体の主催講座の支援と目的型コミュニティの活性化
③生涯学習機会の環境の整備

①「広報ぎふ」による学習情報の充実
②インターネット等高度情報通信ネットワークを活用した情報提供の拡充
③生涯学習による「まちづくり」の啓発

①横断的な生涯学習情報提供及び相談事業の充実
②生涯学習施設の特徴を生かした生涯学習相談
③生涯学習・社会教育施設の生涯学習相談機能の整備

①市民講師（教育サポーター）の養成
②施設ボランティアなどの養成
③生涯学習の成果を地域づくり・まちづくりに生かすコーディネーターの育成
④個人、ボランティア団体、NPO・市民活動団体、地域団体（自治会・各種団体等）などの情報交換・交流の場の創出
⑤生涯学習を地域づくり・まちづくりに生かす中間支援機能の充実
⑥ボランティア活動、NPO・市民活動などの認証・評価の推進

①個人のキャリア開発に関する学習の支援

①生涯学習・社会教育施設のクラブ・サークルの活動支援
②クラブ・サークル活動の社会還元の支援
③中高年齢者の地域参加と生きがいづくりの支援

①図書館の特徴を生かした地域づくり・まちづくり資料の系統的・体系的な提供
②歴史博物館の専門性を生かした地域づくり・まちづくりの援助
③市民会館・文化センターを拠点に進められている「芸術文化による地域活性化」施策との連携
④青少年施設における体験活動の充実
⑤スポーツ施設の健康づくり機能の向上
⑥老人福祉センター、障害者福祉センター、児童館・児童センターなど福祉施設の生涯学習機能の充実

①生涯学習センターの生涯学習拠点施設としての機能の向上
②生涯学習センターにおける現代的課題の解決や地域づくり・まちづくりに向けた講座の開催
③生涯学習センターにおける市民講師（教育サポーター）やコーディネーターの養成
④コミュニティセンターの生涯学習施設としての機能の充実
⑤コミュニティセンターの地域づくり・まちづくり拠点施設としての機能の充実
⑥市民の芸術文化活動や地域文化の継承・保存拠点としてのコミュニティセンター・公民館
⑦地域住民に身近な施設としての公民館の機能の充実
⑧公民館における市民講師（教育サポーター）、コーディネーターの活用
⑨地域づくり・まちづくりの拠点施設としての公民館
⑩生涯学習・社会教育施設のネットワーク化の推進

(3) 第2次岐阜市生涯学習基本計画策定の経緯

○第1回ワーキング（平成17年9月28日）

新しい岐阜市生涯学習基本計画策定に向けての「ワーキンググループ」を設置

※新生涯学習基本計画ワーキンググループ

座長 森田政裕 岐阜大学総合情報メディアセンター生涯学習システム開発研究部門教授

委員 益川浩一 岐阜大学総合情報メディアセンター生涯学習システム開発研究部門准教授

委員 石田明靖 学識経験者（元ぎふまちづくりセンター監事）

委員 内田晴代 活動実践者（美濃コットンボール銀行代表）

委員 桐木博俊 岐阜市教育文化振興事業団（岐阜市生涯学習センター）職員
生涯学習室職員、市民参画政策室職員、教育委員会社会教育室職員、教育委員会教育柳津分室職員

- ・岐阜市生涯学習基本計画「市民生きがいプラン」の説明
- ・岐阜市生涯学習基本計画「市民生きがいプラン」の事業評価

○第2回ワーキング（平成17年10月26日）

- ・岐阜市生涯学習基本計画「市民生きがいプラン」の事業評価

○第3回ワーキング（平成17年11月16日）

- ・岐阜市生涯学習基本計画「市民生きがいプラン」の事業評価

○第4回ワーキング（平成17年12月21日）

- ・岐阜市生涯学習基本計画「市民生きがいプラン」の事業評価

○第5回ワーキング（平成18年1月25日）

- ・アンケート調査について

○第6回ワーキング（平成18年2月22日）

- ・アンケート調査について

○第7回ワーキング（平成18年3月22日）

- ・アンケート調査について

○第8回ワーキング（平成18年4月22日）

- ・アンケート調査票の確認

○第9回ワーキング（平成18年5月24日）

- ・クラブ・サークルのネットワーク化

☆平成18年6月7日から7月5日まで

「岐阜市民の『生涯学習』を進めるためのアンケート調査」実施

調査票発送者	2,000人
調査票未達者	17人
調査票到達者	1,983人
有効回収者数	996人
回収率	50.23%

※岐阜大学総合情報メディアセンターとの共同研究にて実施

○第10回ワーキング（平成18年7月5日）

- ・協働のまちづくりについて

○第11回ワーキング（平成18年8月9日）

- ・生涯学習と市民活動団体、NPOについて

○第12回ワーキング（平成18年9月27日）

- ・文化芸術団体の現状と文化振興行政・生涯学習振興行政の課題

□平成18年度 第1回岐阜市民生涯学習推進協議会（平成18年10月11日）

- ・岐阜市民生涯学習推進協議会委員16名に委嘱状を交付
- ・岐阜市の生涯学習施策について
- ・アンケート調査の単純集計結果

△第1回施設利用者意見交換会（平成18年10月31日）

- ・南部コミュニティセンターのサークル代表者との意見交換

○第13回ワーキング（平成18年11月1日）

- ・民間との連携と役割分担について

- △第2回施設利用者意見交換会（平成18年11月7日）
・中央青少年会館で活動するボランティア団体シニアリーダークラブとの意見交換
- △第3回施設利用者意見交換会（平成18年11月21日）
・柳津公民館で活動するサークルの代表者及び各種団体の代表者との意見交換
- △第4回施設利用者意見交換会（平成18年12月19日）
・東部コミュニティセンターのサークル代表者との意見交換
- 第14回ワーキング（平成18年12月20日）
・学習の成果の生かし方と生涯学習センターのボランティア相談コーナー、市民活動ルームのあり方について
- △第5回施設利用者意見交換会（平成19年1月23日）
・生涯学習・女性センターの音楽スタジオ等を利用している団体及び女性団体との意見交換
- 第15回ワーキング（平成19年1月24日）
・生涯学習基本計画「市民生きがいプラン」の事業評価について
- △岐阜市の中心市街地のカルチャーセンターとの意見交換会（平成19年2月7日）
・民間教育事業者と行政の講座のあり方についての意見交換
- △第6回施設利用者意見交換会（平成19年2月13日）
・藍川公民館で活動するサークルの代表者との意見交換
- 第16回ワーキング（平成19年2月23日）
・生涯学習基本構想の修正素案について
- 平成18年度 第2回岐阜市民生涯学習推進協議会（平成19年2月28日）
・岐阜市生涯学習基本構想修正について
・岐阜市生涯学習基本計画「市民生きがいプラン」の事業評価
- △第7回施設利用者意見交換会（平成19年3月20日）
・島地区の地域団体（自治会・各種団体）との意見交換（島公民館）

☆「岐阜市民の『生涯学習』を進めるためのアンケート調査」報告書発行
(平成19年3月31日)

○第17回ワーキング（平成19年4月11日）

・岐阜市の総合計画についての勉強会

○第18回ワーキング（平成19年5月17日）

・「岐阜市民の『生涯学習』を進めるためのアンケート調査」報告書について

○第19回ワーキング（平成19年6月28日）

・岐阜市生涯学習基本構想修正素案について

□平成19年度 第1回岐阜市民生涯学習推進協議会（平成19年7月12日）

・「岐阜市民の『生涯学習』を進めるためのアンケート調査」報告書について

・岐阜市生涯学習基本構想の修正について

○第20回ワーキング（平成19年8月29日）

・生涯学習・社会教育施設の体系化について

○第21回ワーキング（平成19年9月27日）

・他都市の生涯学習施設・社会教育施設（特に公民館）の現状

○第22回ワーキング（平成19年10月31日）

・生涯学習振興施策における5つの基本方針と3つの重点課題について

□平成19年度 第2回岐阜市民生涯学習推進協議会（平成19年11月14日）

・岐阜市生涯学習基本構想修正案について

・（仮称）第2次岐阜市生涯学習基本計画（素案）

～基本計画策定における5つの基本方針と3つの重点課題について

○第23回ワーキング（平成19年12月19日）

・学習の成果の生かし方と認証について

○第24回ワーキング（平成20年1月23日）

・学習者主導の参加型学習の充実について

☆（仮称）第2次岐阜市生涯学習基本計画のパブリックコメント募集
（平成20年1月16日から2月15日）

□平成19年度 第3回岐阜市民生涯学習推進協議会（平成20年2月27日）

○（仮称）第2次岐阜市生涯学習基本計画（素案）のパブリックコメントについて

○（仮称）第2次岐阜市生涯学習基本計画（素案）の協議、了承

☆政策室長会議にて報告（平成20年2月28日）

☆行政経営会議にて報告（平成20年2月29日）

(4) 岐阜市の生涯学習推進の経緯（平成8年度～）

平成8年度

- ・ 機構改革により総合行政推進本部生涯学習推進室から総合企画部生涯学習推進室へ
- ・ 生涯学習都市宣言
- ・ 岐阜市生涯学習基本計画「市民生きがいプラン」策定
- ・ 生涯学習「長良川大学」開講

平成9年度

- ・ 生涯学習フォーラム（フェスティバル）開催
- ・ 市橋コミュニティセンター開館

平成11年度

- ・ 元気・健康都市宣言
- ・ 市民自主講座開講

平成13年度

- ・ 生涯学習・女性センターをハートフルスクエアGに開館

平成15年度

- ・ 機構改革により、総合企画部文化・生涯学習課から新設された市民参画部生涯学習室へ

平成 16 年度

- ・北東部コミュニティセンター開館 指定管理者制度の運用を開始

平成 17 年度

- ・東部・西部・北部・南部・日光・長森・市橋コミュニティセンターの指定管理者制度の運用を開始
- ・新生涯学習基本計画ワーキンググループ設置

平成 18 年度

- ・生涯学習・女性センターの指定管理者制度の運用を開始
- ・生涯学習市民意識調査（「岐阜市民の『生涯学習』を進めるためのアンケート調査」）実施
- ・岐阜市民生涯学習推進協議会にて第2次岐阜市生涯学習基本計画の協議を開始

平成 19 年度

- ・「団塊世代のための市民講師養成講座」開講
- ・第2次岐阜市生涯学習基本計画を策定

平成 20 年度（予定）

- ・組織・機構改革により生涯学習室と市民協働推進室を統合。
生涯学習担当が市民協働推進課へ

(5) 岐阜市民生涯学習推進協議会委員名簿

委員区分	氏名	所属・出身団体
学識経験者 (第1号委員)	森田 政裕	岐阜大学総合情報メディアセンター 生涯学習システム開発研究部門教授
	中島 利郎	岐阜聖徳学園大学エクステンションセンター センター長
	石見 百江	市立岐阜女子短期大学食物栄養学科講師
社会教育委員代表 (第2号委員)	篠田 小夜子	岐阜市社会教育委員
生涯学習活動団体代表 (第3号委員)	川島 三榮子	岐阜市芸術文化協会会長
	内田 晴代	美濃コットンボール銀行代表
	石田 明靖	元ぎふまちづくりセンター 監事
	松浦 克太	青年団体代表
	三浦 敏博	柳津文化協会会長
生涯学習関連機関代表 (第4号委員)	秋田 建三	NHK文化センター岐阜支社長
	稲葉 勇	岐阜市公民館連絡協議会理事
	後藤 敏彦	岐阜市小中校長会 会長 (平成18年10月11日～平成19年3月31日)
	川瀬 喜生	岐阜市小中校長会 会長 (平成19年4月1日～)
公募市民 (第5号委員)	青木 理奈	公募市民
	高見 良治	公募市民
	林 雄介	公募市民
その他 (第6号委員)	河尻 満	岐阜商工会議所総務企画課長

(任期)

平成18年10月11日～平成20年10月10日

(6) 岐阜市民生涯学習推進協議会設置要綱

平成 6 年 6 月 18 日決裁

平成 8 年 5 月 8 日改正

平成 18 年 4 月 14 日改正

平成 18 年 7 月 28 日改正

(設置)

第 1 条 本市の生涯学習の振興を図るため、岐阜市民生涯学習推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、市民主体の生涯学習を推進するため、生涯学習の現状、あり方、推進方策、体制等について協議する。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会教育委員代表
- (3) 生涯学習活動団体代表
- (4) 生涯学習関連機関代表
- (5) 公募市民
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、生涯学習室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月28日から施行する。

第2次岐阜市生涯学習基本計画
生涯学習によるまちづくり
(平成20年3月)

発行 岐阜市

編集 岐阜市市民参画部生涯学習室
〒500-8720 岐阜市神田町1-11
TEL 058-265-4141
岐阜大学総合情報メディアセンター
生涯学習システム開発研究部門
TEL 058-293-2284

印刷 (株)コームラ